

周防大島町告示第72号

平成27年第3回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成27年8月28日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成27年9月4日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

魚谷 洋一君

平川 敏郎君

田中隆太郎君

広田 清晴君

荒川 政義君

中本 博明君

魚原 満晴君

今元 直寛君

尾元 武君

平野 和生君

吉田 芳春君

濱本 康裕君

新山 玄雄君

小田 貞利君

松井 岑雄君

久保 雅己君

○9月11日に応招した議員

○9月15日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成27年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成27年9月4日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成27年9月4日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 認定第1号 平成26年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成26年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 平成26年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第10号 平成26年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第17 議案第1号 平成27年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第2号 平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第19 議案第3号 平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第4号 平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第5号 平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第6号 平成27年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第7号 平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第8号 平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第9号 平成27年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第10号 周防大島高等学校通学支援費給付基金条例の制定について
- 日程第27 議案第11号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第28 議案第12号 周防大島町奨学資金貸付基金条例の一部改正について
- 日程第29 議案第13号 周防大島町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第30 議案第14号 周防大島町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第15号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第32 議案第16号 動産の買入れについて（平成27年度前島し尿収集運搬車購入）
- 日程第33 議案第17号 動産の買入れについて（平成27年度周防大島町立中学校情報通信機器備品購入）
- 日程第34 議案第18号 動産の買入れについて（平成27年度公営企業会計システム購入）
- 日程第35 議案第19号 平成27年度志佐漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 認定第1号 平成26年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第10 認定第4号 平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成26年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 平成26年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第10号 平成26年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第17 議案第1号 平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第2号 平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第3号 平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第4号 平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第5号 平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第6号 平成27年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第7号 平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第8号 平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第9号 平成27年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第10号 周防大島高等学校通学支援費給付基金条例の制定について
- 日程第27 議案第11号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第28 議案第12号 周防大島町奨学資金貸付基金条例の一部改正について
- 日程第29 議案第13号 周防大島町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第30 議案第14号 周防大島町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第15号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第32 議案第16号 動産の買入れについて（平成27年度前島し尿収集運搬車購入）
- 日程第33 議案第17号 動産の買入れについて（平成27年度周防大島町立中学校情報通信機器備品購入）
- 日程第34 議案第18号 動産の買入れについて（平成27年度公営企業会計システム購入）

日程第35 議案第19号 平成27年度志佐漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について

出席議員 (16名)

1番 魚谷 洋一君	2番 平川 敏郎君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 荒川 政義君	6番 中本 博明君
7番 魚原 満晴君	8番 今元 直寛君
9番 尾元 武君	10番 平野 和生君
11番 吉田 芳春君	12番 濱本 康裕君
13番 新山 玄雄君	14番 小田 貞利君
15番 松井 岑雄君	16番 久保 雅己君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君	議事課長 中村 和江君
書記 岡本 義雄君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	副町長 …………… 岡村 春雄君
教育長 …………… 西川 敏之君	公営企業管理者 ……… 石原 得博君
総務部長 …………… 奈良元正昭君	産業建設部長 ……… 池元 恭司君
健康福祉部長 ……… 松本 康男君	環境生活部長 ……… 佐川 浩二君
久賀総合支所長 ……… 松田 博君	大島総合支所長 ……… 佐本 洋二君
東和総合支所長 ……… 迎 智可志君	橘総合支所長 ……… 青木 一郎君
会計管理者兼会計課長 ……………	木村 秀俊君
教育次長 …………… 岡野 正徳君	公営企業局総務部長 … 藤田 隆宏君
総務課長 …………… 佐々木義光君	財政課長 …………… 中村 満男君

午前9時30分開会

○議長（久保 雅己君） 改めまして、おはようございます。本日は、御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、平成27年第3回周防大島町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（久保 雅己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、魚原満晴議員、8番、今元直寛議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（久保 雅己君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る8月28日に開催の議会運営委員会において、協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から9月15日までの12日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から9月15日までの12日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（久保 雅己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年6月以降本日までに、議会に提出しております文書について御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員から例月現金出納検査6月・7月・8月実施分の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布しております。

次に、陳情・要望について3件受理いたしました。議会運営委員会でお諮りいただき、陳情・要望第25号、周防大島町議会の議会改革についての要望書と陳情・要望第26号、周防大島町議会議員定数を10人（現行16人）に削減する条例の改正についての要望書については、全員協議会で協議頂くことにしております。また、陳情・要望第27号、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情については、議員配布として既にお手元にお届けしております。

続いて、系統議長会関係について、山口県町議会議長会におきまして、7月29日、30日に長崎県小値賀町と佐賀県白石町の行政視察に行つてまいりました。小値賀町では、議会改革の状況について、地元議員さんとの意見交換を行つてまいりました。

7月7日には、山口県町議会議長会の定例会が開催され、平成26年度事業報告及び歳入歳出決算等について協議され認定されたところです。

7月28日の柳井地区広域市町議会議員研修会では、「二元代表制における地方自治体のあり方」、8月27日の山口県町議会実務研修会では、「滅びゆく議会と生き残る議会」と題した研修を受講し、研さんを重ねました。御出席いただいた議員各位に御礼申し上げます。

9月29日には、山口県自治研修会が山口市で開催されます。常任委員長以上の方に出席をお願いしたいと考えております。

次に、町人会等への参加につきましては、7月5日に広島・周防大島町人会が開催され6名の議員の出席をいただき、ふるさと大島の近況報告や情報交換をしてまいりました。関係議員の皆様におかれましては、お疲れさまでした。

また、ことし12月までに予定されている町人会等への参加につきましては、近畿東和会、東京東和町人会、近畿大島会、東京大島郡人会への参加を計画しております。この件につきましては議員派遣として御議決をいただく予定であります。よろしくお願いいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告並びに議案説明

○議長（久保 雅己君） 日程第4、行政報告並びに議案説明に入ります。

町長から行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。本日は、平成27年第3回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、行政報告を7件ほど申し上げさせていただきます。

1件目は、平成26年度決算に係る財政の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

平成26年度決算につきましては、5月末日に出納を閉鎖し、その後、監査委員による決算審査を経て、8月21日に決算審査による意見書をいただいたところでありまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告書をお手元に配布いたしております。なお、監査委員の意見書につきましては、別途お配をいたしておるとおりであります。

まず、決算の状況につきまして報告をいたします。一般会計の実質収支は6億1,369万7,000円の黒字となっており、公営企業特別会計を除く各特別会計におきましても、黒字もしくは収支ゼロの決算となっております。財政分析指数におきましては、合併時から大幅な改善が図られておりますが、今後の合併による特例措置の先行きや、平成27年度国勢調査人口の減少による交付税への影響を念頭に、さらなる行財政改革に取り組んでいかなければならないというふうには考えておるところでございます。

次に、平成26年度決算に係る財政の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに赤字額がなく、実質公債費比率におきましては0.7ポイント改善されまして13.2%に、そして将来負担比率では69.7%と対前年度比12.3ポイントの改善が図られているとともに、それぞれ早期健全化基準を下回っているところでもあります。また、全ての企業会計において資金不足は生じていない状況であります。

よって、周防大島町の財政の健全化判断比率は年々改善が図られ、財政の健全性は維持されていると判断されているところでもあります。

2件目は、臨時職員等の賃金改定についてであります。

去る8月5日、山口労働局長の諮問機関であります山口地方最低賃金審議会から、県内の最低賃金を1時間当たり現行の715円から16円引き上げて、731円とするよう答申がなされました。

今後、山口労働局は異議申出の手続等を経て、10月に新たな最低賃金を決定することが見込まれております。

仮に答申どおりに最低賃金が改定された場合、現在、本町の一般事務等の臨時職員の賃金は時給720円でありまして、最低賃金を下回るということになります。

したがいまして、正式に最低賃金が決定されれば、その額に応じ、事務職員の賃金を改定すると共に、保健師や保育士、その他の職種についてもこれに相応する改定を行ないまして、また賃金を基準に積算をいたしております委託料等につきましても、これを改める必要が生じることとなります。

しかしながら、正式な決定が10月になることが見込まれることから、改定後の賃金等の支払いにつきましては、現行予算の範囲内で対応することとし、その差額につきましては12月補正予算に計上をしたいと考えております。

3件目は、広島広域都市圏協議会への加入について、御報告をいたします。

平成27年7月22日、広島県安芸太田町で開催されました広島広域都市圏協議会におきまして、近隣の和木町、田布施町、平生町、上関町、そして周防大島町の山口県東部の5町及び広島県内の世羅町、大崎上島町が広島広域都市圏協議会に加入をいたしました。

広島広域都市圏協議会は、東は三原市から西は柳井市までの17市町が県域を越えて組織された圏域人口232万5,000人余の協議会の組織でありまして、自治体間のさまざまな交流と連携を推進し、構成する圏域全体の発展に寄与することを目的に平成5年10月に設立されたものであります。

平成24年2月には、圏域のさらなる発展のため行政区域を越えた連携のもと、地域資源を積極的に活用し、まちの活性化と産業・経済の活力増進を図ることを目的に内部組織として「神楽」と「食と酒」をテーマとする、まちおこし協議会をそれぞれ設置いたしております。

周防大島町には、平成27年5月14日付で松井一實広島市長から広島広域都市圏協議会への参加要請が届きました。近隣市町の状況を確認しながら検討をいたしてはりましたが、6月29日に開催された柳井広域事務連絡協議会に広島市役所職員が再度説明に来られ、既に参加をいたしております17市町とともに、国が進める新たな広域連携の仕組みである連携中枢都市圏制度による、圏域の市町が互いに連携協力することによる具体的な施策を実施したいということでありました。

このことを受けまして、地方創生の取り組みの中、圏域人口200万人の維持を目指す広域連携として、山口県東部の未加入の5町と広島県の2町で同時に加入するという運びになったわけでありまして。

新たに始まる連携中枢都市圏制度におきましては、広島市が中枢都市圏宣言を行い、近隣市町を強力にけん引する役割を担い、近隣市町は広島市との連携協定を締結した上で、連携すべき施策を共同で実施していくということとなります。

国は、財政支援措置として、連携中枢都市の実施する連携事業に普通交付税措置を行い、近隣の市町が行う連携関連事業に特別交付税措置を行うというものであります。

その要件として、広島市と連携市町がそれぞれ連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を経る必要があります。

したがいまして、具体的な連携事業について今後の協議の中で詰めていきまして、中枢都市となる広島市が作成する連携中枢都市圏計画に基づいた連携について、平成28年3月議会で連携協定の締結についてお諮りをする予定であります。

4件目は、旧三蒲小学校跡地利用について、御報告をいたします。

平成21年蒲野中学校が廃校になりましたのでその旧蒲野中学校を改造し、三蒲小学校が旧蒲野中学校のほうに移転をいたしました。そうした後で、旧の三蒲小学校の校舎等の跡地が空いたわけございまして、その利用につきまして、平成22年度に学校跡地施設利用検討委員会が計4回開催されております。そこでいろいろな検討がなされたわけでありまして。

この検討委員会報告書では、旧三蒲小学校の校舎を解体し、運動場とともに一体的に利用を目

指すことが適当であろうとしているものの、具体的な利用計画が無く、今後、町長部局において検討することが望ましいとする意見が付されております。

そうした中、本年6月に、広島市に本社を置くリジョー株式会社から同校の跡地利用について、具体的な提案が示されたところであります。

提案の内容につきましては、運動場に農業用のビニールハウスを建て、パプリカの栽培試験、または栽培技術研修施設とする。また、校舎の1階部分ですが、この1階部分を、その管理スペースとして、または従業員の休憩室やパプリカの選果室等として利用するというものであります。

その後、提案者と教育委員会総務課との間で協議を行い、ビニールハウスの建設に際しては、運動場に記念植樹等がある場所は避ける、また、古紙回収の集積場所として使用している運動場内の体育倉庫は、これまでどおり集積場所として使用できるようにすることなどが確認されました。

その後、8月4日に開催いたしました、学校跡地施設利用検討委員会において、委員の皆様提案内容を説明いたしましたところ、同委員会といたしましては、リジョー株式会社の計画を進めることが適当であると、また、三蒲地区の住民の皆様、この計画内容の周知を図るべきだという御意見をいただいたところであります。

これを受けまして、8月24日に、三蒲地区の住民の皆様を対象に説明会を開催し、計画の内容を説明させていただきましたが、住民の皆様からもおおむね御理解をいただきましたので、近日中に、運動場で農業用ビニールハウスの建設工事に着手する予定であります。

5件目は、浮島教職員住宅の転用についてであります。

浮島教職員住宅は、浮島小学校の運動場に2棟が隣接し、うち1棟は、平成7年度に建設した1戸建てで、残りの1棟は、平成11年度に建設した、2戸建ての長屋形式の集合住宅であります。

このうちの1戸建てには、現在も校長が住んでおります。長屋形式の2戸建ての住宅は、平成21年度から空き家となっております。

こうした中、本年4月に、町長と浮島の住民の皆様方との意見交換会を行った際に、住民の方から、浮島には新規漁業従事者が住むところがなくて大変困っておると、この教職員住宅の活用はできないかというふうな御要望をいただきました。

これを受けまして、この住宅を一般に貸し出す転用手続について協議をいたしておりますが、建設時に受けた国庫補助金の財産処分手続の調査の結果、補助金の返還の必要はなく、転用に係る国への報告で良いということになりました。

また、将来、仮に浮島小学校に、今現在は教頭先生がいないわけですが、将来、浮島小学校に

教頭の配属が復活したといたしましても、校長が学校の隣に住んでおられるわけですので、学校の緊急時への対応については特に問題がないというふうに思われます。

このようなことから、この平成11年度建設の浮島教職員住宅を貸し出せるように、転用手続きとその他の条件整備を進めてまいりたいと考えておるところであります。

6件目は、児童養護施設あけぼの寮の移転の予定について、御報告をいたします。

情島にある児童養護施設あけぼの寮は、昭和26年8月に設立され、情島小学校・中学校に隣接する施設で、満2歳から18歳までの子供が入所できる施設であります。

設立当初は、戦後間もないころでありまして、戦災孤児等に衣食住を提供することから始まったと聞いておりますが、近年は、社会情勢の変化によりまして、さまざまな事情で親元を離れた子供たちが入所しております。

平成16年に、この寮を経営する社会福祉法人あけぼの寮について、建物の老朽化により、新たな寮の施設整備について、また、施設が離島であるため、緊急時の医療体制の確保や、入所者の高校進学が非常に困難であることによりまして、周防大島町内への寮の移転について、検討がなされましたが、そのときは実現をしなかったという経緯があります。

こうした中、本年7月に同社会福祉法人から、岩国市との協議が整いまして、平成29年4月に、岩国市立石町へあけぼの寮を移転する予定である旨の通知があったところあります。

現在、情島小・中学校に通っている児童生徒は14人ですが、全員があけぼの寮の寮生でありまして、寮生を除けば、島内の子供数はゼロということになります。

今後は、地元自治会や情島小・中学校、また、各関係機関において、あけぼの寮の移転後の同校のあり方について十分協議を行ってまいりたいと考えておるところであります。

7件目ではありますが、周防大島文化交流センターの愛称について、御報告をいたします。

周防大島文化交流センターは、恵まれた自然環境や歴史資料等を保存活用して、青少年等の交流促進を図り、農林漁業や生活に関わる体験学習を通じて自然環境の学習に資することを目的に、農林水産省の新山村振興等農林漁業特別対策事業の補助を受け、平成16年5月18日に開設をされたものであります。

主な収蔵品として宮本常一関係資料、蔵書で約2万点、写真が約10万点、文書資料が約6,000点、これらを所蔵しているところあります。

センターの社会教育活動をよりいっそう普及・周知させるために、従前より周防大島文化交流センターの名称の変更を要望する意見が各方面より寄せられておりましたが、昨年、開館10周年を迎えたことを期に、センター運営協議会におきましても、他の文化施設との間違いを避け、より个性的で親しまれる愛称を設定した方がよいとの意見が提案され、今年度、愛称の募集をするに至りました。

愛称募集に当たりましては、広報6月号及び報道機関への発表並びに周防大島文化交流センターのホームページ等で周知をし、去る6月15日から7月21日の間、公募をいたしました。その結果、町内はもとより全国各地から計108点の応募がありました。

応募作品は、全体として宮本常一を冠するもの、宮本先生を連想させるものがほとんどでありました。

その中から、宮本常一の視座——見る目ですね、写真が注目を集めていることから「宮本常一まなざし館」、宮本先生本人も多用し、故郷を指し示す言葉を用いた「宮本常一郷里（きょうり）館」、宮本常一の関係資料を収蔵していることを強くアピールするための「宮本常一資料館」、宮本常一の事績を通して幅広い活動を展開していくとの思いが込められた「宮本常一記念館」の4作品が最終選考に残りました。

周防大島文化交流センター運営協議会委員にセンター長である西川教育長を加えた選定委員会で厳正な審査を経て、選考の結果、当センターが宮本常一関係資料を網羅的に収蔵しており、全国的に見ても他の施設にない特色であること、また宮本常一先生の考えをまちづくりに生かしてほしいという思いから、「宮本常一記念館」を選定したとの報告があり、町としてもこれを採用することといたしました。

今後、「宮本常一記念館」という愛称を広く周知させるとともに、センターの機能・特色を広くPRし、ますます利用者から親しまれる施設として交流人口の拡大に努めたいと思っております。

以上、行政報告を7件させていただきました。

それでは、提出議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、人事に関する諮問2件、決算の認定に関するもの10件、補正予算に関するもの9件、条例の制定について1件、条例の一部改正について4件、過疎地域自立促進計画の変更、動産の買い入れ3件、工事請負契約の締結1件の合計31件であります。

諮問第1号及び諮問第2号は、平成27年12月31日をもちまして任期満了となります人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

認定第1号から認定第10号までの10件は、平成26年度の一般会計を初めとする各特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業局企業会計事業決算の認定について、お諮りするものであります。

一般会計の実質収支は6億1,369万7,000円の黒字となり、公営企業会計を除く、その他の特別会計におきましても、黒字もしくは収支ゼロ決算で、おかげさまで各会計とも順調に予算の執行ができました。

このことは議員各位を初め、町民の皆様の御協力の賜物でありまして、深く感謝の意を表するものであります。

各財政分析の指数につきましては、合併時と比べますと大幅に健全化は進み、また前年度との比較におきましても、改善は図られてはおりますが、先ほどの行政報告でも申し上げましたとおり、今後の合併による特例措置の先行きとか、またはことし行われますが国勢調査による人口減少への交付税の影響等を推考いたしますと、さらなる行財政改革への取り組みを進めなければならないというふうに考えておるわけでありまして。

監査委員の決算審査意見並びに主要な施策の成果説明書を添えて、決算書をお配りしているところではありますが、各会計決算の詳細内容につきましては、後ほど関係参与より御説明を申し上げます。

続きまして、議案第1号は、平成27年度一般会計補正予算（第2号）であります。

既定の予算に6億9,959万4,000円を追加し、予算の総額を148億3,679万4,000円とするものでございます。

議案第2号は、平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の予算に、4,278万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を40億2,098万8,000円とするものでございます。

議案第3号は、平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に、58万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を4億2,245万円とするものでございます。

議案第4号は、平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

保険事業勘定の既定の予算に、9,258万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を34億8,873万3,000円とするものであります。

議案第5号は、平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に、633万円を追加し、補正後の予算の総額を8億7,681万4,000円とするものでございます。

議案第6号は、平成27年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に、247万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を5億6,552万

8,000円とするものでございます。

議案第7号は、平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に、463万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億4,102万1,000円とするものでございます。

議案第8号は、平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に、121万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を3,501万9,000円とするものでございます。

議案第9号は、平成27年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）についてであります。

事業の予定量並びに収益的収入及び支出予算を補正するものでございます。

議案第10号は、周防大島高等学校通学支援費給付基金条例の制定についてであります。

定期券を購入し周防大島高校へ通学する生徒の保護者に、通学支援費を給付するための基金を造成しようとするものであります。

議案第11号は、周防大島町手数料徴収条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等が10月5日から施行されることに伴う、手数料の追加であります。

議案第12号は、周防大島町奨学資金貸付基金条例の一部改正は、周防大島高等学校通学支援費給付基金の造成に伴い、積み立て額を変更するものであります。

議案第13号は、周防大島町個人情報保護条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号、いわゆるマイナンバーであります。これを特定個人情報と定義し、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、周防大島町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正についてであります。

空家等対策の推進に関する特別措置法が5月26日に全面施行されたことに伴いまして、町条例の特色は残しつつ、法の趣旨に沿った改正を行うものであります。

議案第15号は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

久賀・大島地区下水道事業に伴う、棕野地区配水管布設事業を追加するものであります。

議案第16号から議案第18号までの3議案は、動産の買入れについてであります。

議案第16号は、前島のし尿収集運搬車を、議案第17号は、周防大島町立中学校情報通信機器備品を、議案第18号は、公営企業会計システムを、それぞれ買入れることについて、議会の御議決を求めるものであります。

議案第19号は、平成27年度志佐漁港海岸保全施設整備工事の請負契約締結について、議会の御議決を求めるものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いをいたしまして行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

○議長（久保 雅己君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5. 諮問第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、補足説明をさせていただきます。

平成27年12月31日をもちまして任期満了となります現委員の清木由美子氏は、人格、識見ともに高く、地域の実情に精通され、人権擁護についても深い御理解のある方であります。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に対しまして、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いをいたします。

なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間というふうになっておりますので、どうぞ、よろしくお願いをいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、清木由美子氏を、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、清木由美子氏を適任とすることに決定しました。

日程第6. 諮問第2号

○議長（久保 雅己君） 日程第6、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、補足説明を行います。

現人権擁護委員であります中元みどり氏の任期が平成27年12月31日をもって満了することに伴う後任候補者の推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の御意見を求めるものであります。

候補者といたしましては、教育を初め地域の実情にも精通され、人権擁護に関しましても深い造詣をお持ちの、村田雅典氏を推薦いたしたいと存じます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に対しまして、同氏を人権擁護委員に推薦をいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間となっておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につきまして意見を求めることについては、村田雅典氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦は、村田雅典氏を適任とすることに決定しました。

日程第7. 認定第1号

日程第8. 認定第2号

日程第9. 認定第3号

日程第10. 認定第4号

日程第11. 認定第5号

日程第12. 認定第6号

日程第13. 認定第7号

日程第14. 認定第8号

日程第15. 認定第9号

日程第16. 認定第10号

○議長（久保 雅己君） 日程第7、認定第1号平成26年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、認定第10号平成26年度周防大島町公営企業局企業会計事業決

算の認定についてまでの10議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。木村会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（木村 秀俊君） 認定第1号平成26年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号平成26年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を申し上げます。

この認定は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、各会計の決算につきまして、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、認定第1号平成26年度周防大島町一般会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の2ページをお願いいたします。

歳入の合計額を申し上げますと、予算現額151億8,735万9,000円、調定額153億9,200万1,922円に対しまして、収入済額は149億3,108万8,559円で、調定額に対する収入率は97.0%でございます。

不納欠損額1,210万2,350円につきましては、1ページの1款町税1項町民税は374万2,769円で個人91人、法人4社、2項固定資産税は647万3,119円で186人、3項軽自動車税は33万9,600円で62人、11款分担金及び負担金、2項負担金の154万6,862円は保育料で7人となっております。

収入未済額のうち、事業の繰り越しに伴う未収分を差し引いた残りの収入未済額の主なものにつきまして、1ページの1款町税1項町民税の4,455万5,987円は、現年分、個人192人、法人9社、滞納繰越分、個人352人、法人18社、2項固定資産税の5,709万1,781円は現年394人、滞納繰越454人、3項軽自動車税の311万6,771円は、現年169人、滞納繰越208人、11款分担金及び負担金2項負担金の548万1,540円は保育料で現年14人、滞納繰越19人となっております。

2ページの12款使用料及び手数料1項使用料の6,608万5,247円のうち、6,602万5,847円は住宅使用料で現年24人、滞納繰越96人となっております。

13款国庫支出金の1億8,729万3,500円、14款県支出金719万6,270円、20款町債7,350万円につきましては、事業の繰り越しに伴う未収分でございます。

1ページの1款町税1項町民税の収入済額5億5,126万3,132円には、還付が済んでいない額——以降、還付未済額と言いますが、7万7,300円が含まれていますので、町民税の収入未済額の実数としましては、4,455万5,987円に7万7,300円を加算した4,463万3,287円となります。

同じく、1款町税2項固定資産税の収入済額6億7,985万6,640円について、還付未済

額1万2,000円が含まれていますので、収入未済額の実数としましては、5,709万1,781円に1万2,000円を加算した5,710万3,781円となります。

同じく、1款町税3項軽自動車税の収入済額4,620万8,729円について、還付未済額2,400円が含まれていますので、収入未済額の実数としましては、311万6,771円に2,400円を加算した311万9,171円となります。

この還付未済額につきましては、45ページの事項別明細書備考欄に記載しております。

4ページをお願いいたします。

歳出の予算現額151億8,735万9,000円に対しまして、支出済額は142億7,154万3,176円で、執行率は94.0%でございます。

翌年度繰越額4億8,570万4,000円につきましては、6月定例議会において御報告しております平成26年度周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。

歳入歳出差し引き残額は6億5,954万5,383円でございます。

不用額につきましては、その総額が4億3,011万1,824円となっており、平成25年度決算に比べ1.8%の減となっております。

以上で、一般会計の説明を終わります。

詳細につきましては、45ページからの一般会計歳入歳出決算事項別明細書の御参照をお願いいたします。

なお、以降の各会計の事項別明細書につきましても、詳細説明は割愛させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、認定第2号平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入の予算現額36億4,325万7,000円、調定額36億8,326万7,137円に対しまして、収入済額は35億4,447万807円で、調定額に対する収入率は96.2%でございます。

不納欠損額は、国民健康保険税の1,489万4,414円で335人となっております。

また収入未済額は国民健康保険税の1億2,390万1,916円で現年703人、滞納繰越1,067人でございます。

この収入未済額につきまして、事項別明細書257ページの備考欄に記載しておりますように、還付未済額が節の合計で1万7,500円含まれていますので、国民健康保険税の収入未済額の実数としましては、1億2,390万1,916円に1万7,500円を加算した1億2,391万9,416円となります。

9ページをお願いいたします。

歳出の予算現額3億4,325万7,000円に対しまして、支出済額は3億4,447万807円で、執行率は97.3%となっております。

翌年度繰越額は0円で、不用額は9,878万6,193円となっております。また、歳入歳出差し引き残額は0円の決算となっております。

続きまして、認定第3号平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳入の予算現額4億2,414万4,000円、調定額4億2,179万4,149円に対しまして、収入済額は4億2,191万2,627円で、調定額に対する収入率は100%を0.03%超えた率となっております。

これは、一般会計と国民健康保険事業特別会計の歳入同様に、収入済額の中に還付未済額が含まれているため、調定に対して収入済額が多くなっていることによるものです。

不納欠損額は後期高齢者医療保険料の13万6,612円で7人となっております。

収入未済額は後期高齢者医療保険料でマイナス25万5,090円となっておりますが、実数としましては、66万2,548円で現年12人、滞納繰越7人でございます。

これは、事項別明細書の275ページ備考欄にありますように、還付未済合計額91万7,638円によるものであります。

14ページをお願いします。

歳出の予算現額4億2,414万4,000円に対しまして、支出済額は4億2,177万3,100円で、執行率は99.4%となっております。

翌年度繰越額は0円で、不用額は237万900円となっており、歳入歳出差し引き残額は、13万9,527円でございます。

続きまして、認定第4号平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

17ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入の予算現額3億3,657万6,000円、調定額3億3,711万6,115円に対しまして、収入済額は3億3,390万5,780円で、収入率は99.8%となっております。

不納欠損額の160万5,290円は、介護保険料39人分でございます。

収入未済額は介護保険料565万5,290円で現年96人、滞納繰越37人となっておりますが、実数としましては、事項別明細書の279ページの備考欄にあります還付未済合計額

113万9,640円を加算した679万4,930円となります。

18ページをお願いいたします。

歳出の予算現額33億5,657万6,000円に対しまして、支出済額は32億7,043万8,052円で、執行率は97.4%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は8,613万7,948円となっております。

歳入歳出差し引き残額は9,346万2,526円でございます。

21ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定であります。歳入の予算現額1,782万7,000円、調定額1,760万1,260円に対しまして、収入済額は1,760万1,260円で、収入率は100%となっております。

22ページ、歳出の予算現額1,782万7,000円に対しまして、支出済額は1,760万1,260円で、執行率は98.7%、翌年度繰越額は0円、不用額は22万5,740円、歳入歳出差し引き残高は0円の決算となっております。

続きまして、認定第5号平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

25ページをお願いいたします。

歳入の予算現額8億1,523万7,000円、調定額8億9,077万1,658円に対しまして、収入済額は8億916万9,276円で、収入率は90.8%でございます。

不納欠損額は0円で、収入未済額のうち、2款使用料及び手数料1項使用料のうち給水使用料8,159万4,382円は現年378人、滞納繰越564人、2項手数料の8,000円、現年4人との合計で8,160万2,382円となっております。

収入未済額の実数としましては、事項別明細書の297ページにあります還付未済合計額の2万5,563円を加算した8,162万7,945円となります。

26ページをお願いいたします。

歳出の予算現額8億1,523万7,000円に対しまして、支出済額は8億916万9,276円で、執行率は99.3%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は606万7,724円となっております。

歳入歳出差引残額は0円の決算となっております。

続きまして、認定第6号平成26年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

29ページをお願いいたします。

歳入の予算現額3億8,466万5,000円、調定額3億8,597万4,067円に対しまし

て、収入済額は3億8,036万1,477円で、収入率は98.5%でございます。

不納欠損額は75万9,214円で、分担金の14万700円は滞納繰越15人、使用料の61万8,514円は滞納繰越22人となっております。

収入未済額485万3,376円の内訳につきましては、1款分担金及び負担金1項分担金では受益者の分担金が76万8,900円で現年7人、滞納繰越24人、2款使用料及び手数料1項使用料が408万4,476円で、現年50人、滞納繰越52人でございます。

30ページをお願いいたします。

歳出の予算現額3億8,466万5,000円に対しまして、支出済額は3億8,036万1,477円で、執行率は98.9%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は430万3,523円となっております。

歳入歳出差し引き残額は0円の決算となっております。

続きまして、認定第7号平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

33ページをお願いいたします。

歳入の予算現額3億2,563万3,000円、調定額3億2,677万7,669円に対しまして、収入済額は3億2,505万8,207円で、収入率は99.5%でございます。

不納欠損額は15万4,600円で、分担金の8万1,600円は滞納繰越4人、使用料の7万3,000円は滞納繰越4人でございます。

収入未済額156万4,862円の内訳につきましては、1款分担金及び負担金では、分担金が21万4,000円で現年3人、滞納繰越7人、2款使用料及び手数料1項使用料の農業集落排水使用料が135万862円で、現年24人、滞納繰越20人でございます。

34ページをお願いいたします。

歳出の予算現額3億2,563万3,000円に対しまして、支出済額は3億2,505万8,207円で、執行率は99.8%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は57万4,793円となっております。

歳入歳出差し引き残額は、0円の決算となっております。

続きまして、認定第8号平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

37ページをお願いいたします。

歳入の予算現額5,157万4,000円、調定額5,135万1,818円に対しまして、収入済額は5,061万2,372円で、収入率は98.6%となっております。

不納欠損額は、使用料の3万7,040円で3人となっております。収入未済額は、1款使用

料及び手数料1項使用料の70万2,406円で、現年6人、滞納繰越8人でございます。

38ページをお願いいたします。

歳出の予算現額5,157万4,000円に対しまして、支出済額は5,061万2,372円で、執行率は98.1%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は96万1,628円となっております。

歳入歳出差し引き残額は、0円の決算となっております。

続きまして、認定第9号平成26度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

41ページをお願いいたします。

歳入の予算現額8,503万4,000円、調定額8,116万287円に対しまして、収入済額は8,116万287円で、収入率は100%ございまして、不納欠損額、収入未済額ともに0円となっております。

42ページをお願いいたします。

歳出の予算現額8,503万4,000円に対しまして、支出済額は8,116万287円で、執行率は95.4%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は387万3,713円となっております。

歳入歳出差し引き残額は、0円の決算となっております。

続きまして、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。単位は、千円で記入しております。

333ページをお願いいたします。

一般会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額149億3,108万8,000円、歳出総額142億7,154万3,000円、歳入歳出差し引き額は6億5,954万5,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源4,584万8,000円を差し引いた実質収支額は、6億1,369万7,000円で決算をいたしております。

334ページは、国民健康保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額35億4,447万1,000円、歳出総額35億4,447万1,000円、歳入歳出差し引き額は0円で、実質収支額も同額でございます。

335ページは、後期高齢者医療事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4億2,191万3,000円、歳出総額4億2,177万3,000円、歳入歳出差し引き額は14万円で、実質収支額も同額でございます。

336、337ページは、介護保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

336ページの保険事業勘定であります。歳入総額33億6,390万1,000円、歳出総額32億7,043万8,000円、歳入歳出差し引き額は9,346万3,000円で、実質収支額も同額でございます。

また、337ページの介護サービス事業勘定であります。歳入総額1,760万1,000円、歳出総額1,760万1,000円で、歳入、歳出差し引き額並びに実質収支額はいずれも0円となっております。

338ページは、簡易水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額8億916万9,000円、歳出総額8億916万9,000円、歳入歳出差し引き額並びに実質収支額はいずれも0円となっております。

339ページは、下水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億8,036万1,000円、歳出総額3億8,036万1,000円で、歳入歳出差し引き額並びに実質収支額はいずれも0円となっております。

340ページは、農業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億2,505万8,000円、歳出総額3億2,505万8,000円で、歳入歳出差し引き額並びに実質収支額はいずれも0円となっております。

341ページは、漁業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、同額の5,061万2,000円で、歳入歳出差し引き額、実質収支額とも0円でございます。

342ページは、渡船事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、同額の8,116万円で、歳入歳出差し引き額、実質収支額とも0円でございます。

続きまして、財産に関する調書の御説明を申し上げます。

この調書につきましては、今年度移動のあった部分のみ説明をさせていただきます。

343ページをお願いいたします。

1 公有財産の(1) 土地及び建物のうち、土地につきましては、水道、郵便局用地について、公有財産から普通財産への分類換、防火水槽の用地取得による増と、宅地処分による普通財産の減があり、合計で222.97平方メートルの減となっております。

建物につきましては、木造面積で、旧秋分校校舎の一部及び真宮、大泊、庄南地区公営住宅の解体による減と、志佐漁具保全倉庫、安下庄公衆トイレ新築による増があり、合計で16.12平方メートルの増となっております。

非木造では、旧大島技能専門学校、久賀中学校舎の解体等による減と、橘庁舎並びに久賀中学校の倉庫取得による増等がありまして、合計で1,972.77平方メートルの減となっております。

す。

木造・非木造を合わせた延べ面積では、1,956.65平方メートルの減となっております。

344ページをお願いいたします。

(2) 山林から(5)の有価証券につきましては、異動はございません。

345ページをお願いいたします。

(6) 出資による権利では、柳井地域広域水道企業団へ、1,986万9,000円出資いたしまして、年度末現在高は、49億9,052万8,305円となっております。

346ページの山口県東部森林組合出資金の8,000円の増は、配当金の積み立てでございます。

347ページをお願いいたします。

2の物品につきましては、普通自動車が1台減、軽自動車が1台増、リフトつき自動車が3台減となっております。

備品につきましては、348ページで消防ポンプが2基増、缶・びん詰機械のセミトロシーマ並びにサーバがおのおの1基増となっております。

352ページをお願いします。

3の基金、(1)財政調整基金は、5億3,790万8,000円の増で、年度末現在高は48億3,099万7,000円となっております。

(2)の減債基金は、18万9,000円の増で、年度末現在高は6億323万9,000円でございます。

(3)県収入証紙購入基金は、変更ございません。

(4)の奨学資金貸付基金の1万1,000円の増は、利息の積み立てでございます。

(5)の福祉振興基金の8万8,000円の増についても、利息の積み立てでございます。

353ページの、(6)国民健康保険基金の1万6,000円の増も利息の積み立てでございます。

(7)の介護給付費準備基金は、取り崩しと積み立てにより、1,527万3,000円の増となっております。

(8)ふるさと創生基金につきましても、取り崩しにより、4,655万6,000円の減となっております。

(9)土地開発基金につきましては、土地面積で1,443.48平方メートル増加し、合計面積は7,536.82平方メートルとなり、現金は876万4,000円減少しております。利息の積み立てとあわせた年度末現在高は2億7,073万9,000円となっております。

354ページの、(10)中山間ふるさと水と土保全対策基金は、変更ございません。

(11) ちびっ子医療費助成事業基金は、利息と合わせた積み立てにより3,247万6,000円の増となっております。

(12) 観光振興事業助成基金は、利息と合わせた積み立てにより3,590万1,000円の増となっております。

(13) 福祉医療費一部負担金助成事業基金は、同じく利息と合わせた積み立てにより2,814万1,000円の増となっております。

(14) ふるさと応援基金は、積み立てと取崩しを行い、619万5,000円の増で、年度末現在高は1,469万5,000円でございます。

355ページ(15) 外国語活動推進事業基金につきましても、利息の積み立てと取り崩しを行い、年度末現在高は3,609万8,000円となっております。

(16) CATV加入促進事業基金は、利息の積み立てと取り崩しを行い、年度末現在高は3,261万9,000円となっております。

以上で、認定第1号平成26年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号平成26年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を終わります。

なお、決算付属書類、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類を添付いたしておりますので、御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(久保 雅己君) 暫時休憩します。10時50分まで。

午前10時39分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長(久保 雅己君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、補足説明を求めます。石原公営企業管理者。

○公営企業管理者(石原 得博君) 平成26年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、補足説明を申し上げます。

お手元の、平成26年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算書類1ページの決算報告書をお開きいただきたいと思います。

まず、収益的収入及び支出の決算額であります。収入合計44億9,713万7,274円に對しまして、2ページの支出合計は51億9,775万2,711円の決算となりました。

次に、3ページの資本的収入及び支出の決算額であります。収入合計8億6,399万6,800円に對しまして、4ページの支出合計は9億3,039万6,452円の決算となりました。

次に、財務諸表につきまして御説明申し上げます。

まず、7ページの損益計算書について御説明申し上げます。

これは、平成26年度の経営状況をあらわすものでございますが、医業収支では14億2,064万107円の医業損失となり、医業外収支では8億1,963万4,928円の医業外利益となり、特別利益1,132万4,125円、特別損益1億9,322万2,341円を合わせた当年度純利益は7億8,290万3,395円の赤字となりました。そのうち、1億9,163万562円は、会計制度の改正に伴う影響額でございます。

なお、現金支出の伴わない費用であります減価償却費、資産減耗費の合計5億7,538万139円を除くと、2億752万3,256円の赤字となります。

次に、9ページの剰余金計算書であります。その他の剰余金につきましては、医療機器破損に対する保険金49万6,800円がふえ、626万4,800円となり、資本剰余金の年度末残高は9,162万4,600円となりました。

利益剰余金のうち、減債積立金につきましては、26年度の企業債償還金額5億5,040万5,837円を取り崩して未処分利益剰余金へ計上し、建設改良積立金につきましては、25年度の欠損金処理額9億4,320万8,922円を計上し、未処分利益剰余金につきましては、26年度欠損金7億8,290万3,395円を計上し、利益剰余金の年度末残高が3億5,088万5,401円となりました。

次に、11ページの欠損金処理計算書につきましては、処分はありません。

次に、13ページの貸借対照表について御説明申し上げます。

これは、平成27年3月31日時点の財政状況をあらわしております。14ページの資産合計は184億2,356万6,981円、15ページの負債合計は123億9,904万3,750円、16ページの資本合計は60億2,452万3,231円でございます。

なお、会計制度の影響で期首移行処理を行っており、詳細につきましては71ページに記載してありますが、平成26年3月31日と比べ、資産は、みなし償却制度の廃止により4億5,642万1,618円の減額、負債は借入資本金の廃止に伴う負債計上により104億4,529万7,109円の増額、資本は109億171万8,727円減額しております。

以上、概略を御説明申し上げましたが、附属資料といたしまして18ページ以降に事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書、継続費精算報告書、注記を添付しております。

平成26年度決算は、平成25年度と比べ収益は患者の増加による入院、外来収益の増加により2億3,559万7,390円増加しましたが、費用は資産減耗費が約5億3,000万円減少したにもかかわらず、会計制度改正の影響や東和病院東棟完成による減価償却費の発生等により

2,671万7,785円増加し7億8,290万3,395円の赤字となりました。

平成26年度からは外部コンサルタントを導入し、収入面での成果があらわれてきています。今後も引き続き経営改善に全力を挙げ、3病院、2老健、看護専門学校、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、健診——健康のほうの健診、調べるほうの検診事業を堅持し、地域住民に安全・安心な医療・介護・福祉を提供するために、親しまれ、愛され、信頼される組織になるよう、職員一丸となって努めてまいりたいと思います。

以上で、認定第10号平成26年度周防大島町公営企業局事業決算の認定についての補足説明を終わります。

なお、本決算書は監査員の審査に附して、その意見書を別冊に添付しておりますのでご審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

なお、議員各位にお願いでございますが、認定案件については、後ほど所管委員会へ付託審査をお諮りし、委員会にて詳細なる審議を願う予定にしておりますので、ここでは総括的、大綱的な質疑を行っていただきたいと思っております。

認定第1号平成26年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

一般会計歳入歳出につきましては、歳入と歳出をわけて質疑を行います。

まず、歳入についての質疑を行います。ただし、財産に関する質疑もここでお願いします。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 詳細部分については委員会で行うということなんで、執行部が出された平成26年度主要な施設の成果を説明する資料に基づいて質疑をしたいというふうに思います。

まず、歳入についてということでありまして。一つは町税等について質疑を行います。

御承知のように、私は町税の減の状況は、長引く不況と実際的な周防大島町の人口減、それに伴うものだというふうに考えておりますが、執行部の皆さん方はそのことをどのように現状を捉えているのか、町税収入の推移について町長の基本的中身について思いがあれば答弁を求めておきたいし、所管課のほうで準備されておれば答弁を求めたいというふうに思います。それが1点です。

それと、不納欠損の状況について、過去から今日までずっと人数等については報告があります。不納欠損についてもそれぞれ処理を行う場合に、法上に伴って行われるというふうに考えておりますが、法の中身についてどういう部分についてはこういう処理をします、こういう部分についてはこういう処理をしますというのが具体的にあるはずですから、それについて所管課の方、

税務課になりますか、聞いておきたいというふうに思います。

次に、地方交付税についてお聞きします。

地方交付税のほうが、普通交付税特交、そして臨時財政対策債セットで見ますと、普通交付税に加算する部分として臨時財政対策債これがありますが、合わせて1億4,400万円余り減額されております。この減の要因についてどのようになって、どのように見ているのかということをお聞きしたいと思います。あわせて、毎回聞きます基準財政需要額及び収入額についても聞いておきたい。どの部分が、特徴があると思うんです。前年度が大きかったけど今年度、前々年度が大きかったけど前年度が少なかったとかいろいろあると思います。実際的にどういう特徴があるのか、基本的には交付税の関係も26年度がベースで28年度以降、一応、ずっと減っていくという合併10年後に入りますから、27年、ほいじゃけ実際的には減っていくと、ほいじゃが、26年がベースになると思いますので、ちょっと丁寧な答弁を聞きたいというふうに思います。それが地方交付税関係です。

それと、一つは私も最近知ったんですが、基金がありますよね、これは財調以下ここに載っておりますが、これは5月末時点ということで、私、長い間、年度中の増減ちゅうのがあるんで3月末というふうに構えちゃったんですが、よくよく見れば実際的には5月末なのか確認しておきたいというふうに思います。これは確認です。

あわせて、監査委員さんが触れておられます同じように基金の状況を触れておりますから、監査委員の触れた基金の状況は、いわゆる年度中3月末時点なのか、それともこれと同じように5月で報告しちよるものなのか、これを聞いておきたいというふうに思います。

それと、全体として昨年度予算減については誰が見てもわかるように歳入減、いわゆる大型の建物に対する国庫補助の減、水産に対する国庫補助の減等があつてそういう減に伴う部分と見ておりますが、そういう見方をしておるのか、大型事業等の減で。例えば、昨年事業実施しようと思つたが、水産の国庫補助が減額されて昨年できんで翌年度に移行するという考え方でいいのかなのか、学校のほうは終わりましたから、当然、想像つきます。その辺のところをちょっと全体として組み立てとして聞いておきたいというふうに思います。これが入りのほうで聞いちゃきたいと思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 広田議員さんの御質問なんですが、それぞれについては、また、担当部長とか課長のほうから説明があると思いますが、町税収入が減りつつあるんじゃないかということですが、この認識につきましては、今、議員さんがおっしゃられたとおりだというふうに思っております。一番大きいのは、やはり人口減少ということだと、片方では、もう一つは、やはり景気の問題とかそれはいろいろその時の社会情勢もあると思いますが、やはり周防大島町で一番、

危機感を持たなければならないのがやはり人口の減少によるいろいろな税に関係するものについての削減があるということは一番だと思います。不納欠損につきましては、また具体的に税務課長のほうから説明してると思います。

交付税につきましては、先ほどの行政報告等でも申し上げましたが、やはり合併から10年間の合併特例というものがありましたが、これが試算では相当大きな額になっております。試算では要するに10年間からさらに次の5年間で本来の形に戻すんだということで、このことにつきましても、後、総務部長や財政課長のほうから数字については詳しく説明してもらいたと思いますが、いずれにいたしましても、大変、大きな数字でありましたので、とにかく合併から早くこの合併後の効率化というものを進めなければならないというのは、非常に、一番の課題として財政の健全化というのを抱えてきた、それが一つの一番大きな理由でございました。

合併から既に10年を経過したわけでもございまして、普通交付税の計算につきましては、これから当然、本来のあるべき合併がなかったものとして、本来のあるべき周防大島町の交付税に戻ってくるということ、いうなれば削減されてくるということになるわけでもございますが、全国的な傾向で合併した市・町について、なかなかそのような大きな税制的な効率化が図られていないのが現状であるということがあって、合併したいずれの市・町からも、当初の合併の始まりのころには、確かに10年間は優遇はするけどその後の残りの5年間で本来の姿に戻すということがありましたが、実際には、その時のそのような計算上の額が削減されると、それはなかなか、今の健全な財政運営ができないというふうなことから、いろいろな要望・要請も出ておりますし、また、国のほうからといたしましても、例えば今出ておるのは、支所の問題が少しも削減されていないとか、またはゴミの収集の問題、消防の問題、これらは合併したからといってもなかなか効率化が図れないということで、それらについては十分な慎重な検討をしてほしいということからして、まだ、明確に数字が示されていないと思いますが、しかしながら国のほうも合併の効率化によって普通交付税を削減といいますか本来の姿に戻すという、このことについてはいろいろ慎重な意見が出つつあって、まだ、きちっと数字の上では私は示されていないと思いますが、新聞報道等によりますと、本来の70%ぐらいは確保できるんじゃないかというふうな見通しがいろいろ議論されておるといような状況であります。そういうことにまあ、ぜひともなってほしいなというふうに期待をしているところでございます。

もう一つは、今、基準財政需要額や基金のことについては、また総務部長のほうから答弁してもらいますが、事業費全体まあ、予算全体が縮小傾向にあるということは事実でございます。

一つは、やはり合併から、ずっと公共事業が旧合併前の旧町からいろいろ申し送りがありましたから、非常に予算が大きく膨らんだという時期を経過し、そして、その後は今度は、一番には学校の耐震化という問題が大きく出てまいりました。それも平成26年度で学校の耐震化は全て

完了したということをごさいますて、やはり、公共事業が大きく減少しつつあるというのは、一つは学校の耐震化が完了したということになります。

今現在は、久賀公民館の改修を行っておりますが、これらは、今度は社会教育施設や体育館等の改修等にも手をつけておりますが、これらも、今後またどんどん出てくるという状況にはありません。そういたしますと、学校関係やそういう社会教育関係もある程度めどが立ってきたというふうに思うわけでございます。

もう1点は、今、広田議員さんから御指摘のありました漁港や、またはその道路等につきましても、以前のようなどんどん公共事業が進むという時代ではなくて、例えば、海岸保全事業などは防災対策ですからある程度進めなければならないと、予算もつけなければならないと思っておるわけでございますが、国のほうからの予算内示を見ますと、なかなか以前のような予算の内示が復活していないというのが現状でございますので、これらが公共事業の従前の額の公共事業は、なかなか確保するのが難しいのではないかとということが一つと、もう一つは、ある程度計画しておいた事業はほぼ完了しつつあるという状況、この2点が、公共事業関係の予算が大きく削減されつつあるなというふうに感じておるところでございます。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず、税の考え方について、今、町長から答弁があったとおりでございます。

それから、不納欠損の考え方でございます。法的な根拠と申しますか、についての御質問でございますけれども、当然、この不納欠損については地方税法に基づいて処理をするわけでございますけれども、基本的には5年の消滅時効に基づくものが多くございますけれども、それ以外に、例えばですけれども地方税法の第15条の7第4項ということでの3年間の滞納上の執行停止に係るもの、それから、該当者の方が例えば亡くなったとか、そういう本人がいない場合ということで地方税法の15条の7第5項を適用して即時に不納欠損にするといった例もございます。そういった地方税法に基づいた不納欠損の処理をさせていただいておるということでございます。

それから、次の地方交付税の関係でございますけれども、まず、交付税の決定に伴います基準財政需要額と収入額をご報告申し上げます。

基準財政需要額が88億4万1,000円でございます。

それから、基準財政収入額が13億6,690万1,000円ということでございます。

それから、減額の要因でございますけれども、まず、地域の元気づくりに関する部分、こういったものの減額、それから和田小学校の閉校に伴う学校に対する交付税の関係、こういったものが減となったことが大きな要因でございます。

それから、次に、基金の関係の御質問がございましたけれども、3月末か5月末かという、こ

の決算書のほうに352ページから載ってます基金の状況、これは3月末の状況でございます。例えば、354ページ等を見ていただいたらわかるんですが、観光振興事業助成基金について備考欄にあります一般会計に対する債権1,054万1,000円というような記載がございますけれども、これは要するに、出納整理期間中に処理する、取り崩す、こういった債権を持っていますよということで3月末、本来、基金は3月末で決算を行いますから、こういった記載をさせていただいております。

成果報告書に掲げております基金の状況は、この出納整理期間中にこういった一般会計に対する債権を処理した結果の5月末現在の基金残高を掲げさせていただいております。

ですから、基金の決算といいますと3月末の決算というのが、数値としては決算書には上がってくるということで御理解いただきたいと思っております。

それから、歳入減の状況、これも今、町長が申し上げたとおりなんですけど、成果報告書の4ページをご覧くださいたらよくわかるんですが、投資的経費、ここで対前年で5億5,000万円ばかりの減となっております。これは、先ほど町長申し上げましたとおり、学校の耐震化等々、それから漁港関連施設の国庫補助もありますし、歳入トータルでいいますと、25年は地域の臨時交付金、こういった国庫補助もございましたし、それから、当然25と26の繰越金の額の増減、こういったことも歳入の予算総額の中には影響はしておるということでございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 1点だけ。再質問ちゅう格好じゃないんですが、先ほど質疑のほうは、これと監査委員のいわゆる扱っちゃる数字が、基金のところでもどちらを3月いっぱい、監査委員ですから私は3月いっぱいかな思うてから見たんじやが、どうも5月の分も入っちゃるんかな思うたんでちょっと確認ちょきたいなと思うて、監査委員が基金の状況に触れてますよね。それについて、3月いっぱいの数字なんか5月末出納閉鎖期の数字なんかということで質疑をしちやります。ちょっと、確認。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今の御質問ですけれども、監査委員さんの意見書の数字的には3月末でございます。総評につきましては、5月末の数字を見て判断、御意見をいただいておりますという状況のようでございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、歳出について質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 歳出についても質疑をしておきます。

一つは、契約監理課に係る部分です。これを見てわかるように、契約監理課に係って報告されておるんが、農林課で19件の2,060万2,728円、そして、工事のほう水産課のほうで10件、2億6,633万2,314円、そして建設課のほうで10件で1億1,360万3,300円ということで報告がされております。この報告の中で、例えば、入札の方法として、いわゆる総合評価方式をとった事業は何件あるのかという点で聞いちょきたいというふうに思います。

御承知のように、ずっと臨時的取り扱いといいますか、そういう格好で総合評価方式をとってきました。その中で、実態として、例えば私らは議案に係る部分ではわかりますが、議案に係らない部分もあるので、実際的には聞いちょきたいというふうに思います。それが1点です。

それと指定管理について聞いておきたいというふうに思います。

指定管理も、基本的には商工観光課等が主なものということになると思いますが、指定管理を行った場合、その年度年度の決算報告書といいますか指定管理をすることによる決算報告書、わかりますか、いわゆるその事業運営について利用者収入があります。そして指定管理収入があります。そして支出があります。それは、いわゆる人件費部分があつて、燃料費部分があつて、いろいろその他部分があるというふうに思いますが、そういう決算についてはその所管課のほうにきとるのかどうなのか、決算が届けられておるのかどうなのか、あわせて補助金を出す団体として観光協会及び商工会に対する決算の状況、これはきとると思うんですが、どういうふうに把握しちよるのか聞いておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 26年度総合評価方式での入札が何件あったかという御質問でございますが、2件でございます。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 今、広田議員さんのほうから、まず、観光協会と商工会についての決算書及び指定管理施設についての決算というか事業報告書の提出ということでございます。

これについては、以前から決算審査においてもいろいろ議論してるところでございます。商工会と観光協会については、所管の常任委員会のほうには2年ぐらい前から提出をして、情報のほうは出しております。

それと、指定管理施設、特に産業建設部関係ではございますが、事業報告書についての提出ということでいろいろ議論してまして、原則的な話であれば、今の立場であれば提出することを考えており、所管の委員会の方から提出を求めれば提出することを考えております。

ただ、平成24年9月の定例会の決算認定の中の審議の議事録を引用させていただきますと、当

時の部長については、ちょっと公開はしてないということでございまして、その中で、一応、「独自の努力が入っているものであるので、それを指定管理者の独自の成果が含まれていることもあり、これから積極的に相手方の企業の内情を明らかにすることはいかがなものかと思う。相手方の了解があれば出してもいいと思うが、指定管理者の決算内容であるので、こちらから積極的に出すという性格のものじゃないと思う」というような、当時、そういう答弁もしておりますので、それを受けて平成26年からの指定管理者の公募及び選定において、応募段階で応募者のほうに町のほうから町議会なり何なりがそういう決算書なり事業報告書を出せというときには出しますよということを知ったもとに、昨年からそういうことにしていますので、それ以後については出せます。

今回の26年度の決算における指定管理施設については、24年以前の分の指定の公募でしたので、一応、先ほど24年のときの答弁にあるようお願いできれば、一応、当該指定管理者の了解のもとに提出できればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 松本健康福祉部長。

○健康福祉部長（松本 康男君） ただいまの指定管理についての収支報告の関係でございますが、公立の日良居保育所についても指定管理をしておりますが、これについては収支報告を出していただいております。

それから、社協を相手とします指定管理等についても、社協のほうからそういった収支報告というものを出していただいております。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 指定管理についても10年までいきませんが、それなりはかなり変動してきておりますし、指定管理料も多額発生する時期にきておるとい部分もありますし、そして、その団体に対する実際的な考え方をせんにゃいけんところもあるし、そしてまた、直営がええのかどうかという考え方も議論が出る場面もあります。町長のほうもできるだけ合理的に、そして議会の理解が得られる、住民の理解が得られる方向でやっていくことが大事じゃないかということをお知らせして終わりたいんですが、1件ほど、いわゆるイノシシ対策についてであります。

これは毎年ずっと言いよるんですが、かなりまだ、一昨年が1,200頭ぐらい、昨年が1,600頭ぐらいで、まだまだふえよるとい実態があるんですが、いろんな補助要綱がありますが、こういうわながええとか、こういう柵がええとかそういうような意見は、やっぱり団体と協議しながら進みよるといことで26年度は進んでいったといことでよろしいんですか。

ちょっと、よう聞いちょきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 広田議員さんからのイノシシ対策についての御質問でございます。

イノシシ対策につきましては、成果報告書、農林課のところでございますが115ページと118ページのほうに記載しております。

まず、115ページに記載しておりますものは、下段ですね、下のほうでございます。4の鳥獣被害防止施策等整備事業（単独）というふうに書いております。これは、俗に言う電気柵とかワイヤーメッシュの柵とかというもののまず防ぐほうの対応でございます。これについては、施設整備として6万3,059メートル、333件の申請で、事業費そのものは町・個人合わせて2,175万453円でございます。町負担が1,023万7,000円が決算書に記載している数字としております。

次に、118ページのほうでございます。これは中段のほうから（2）有害鳥獣捕獲事業でございます。これについては、今度はとるほう——駆除するほうでございます。カラス、タヌキ、イノシシ、26年度につきましては1,621頭の捕獲をしております。これについては、山口県大島郡猟友会のほうに委託をしているところでございます。

その中で、カラスが1羽500円で202羽とっていますので10万1,000円、タヌキについては1,500円の180匹で27万円です。イノシシにつきましては1,621頭の1頭7,000円として1,134万7,000円の合計1,171万8,000円が決算書の記載のとおりでございます。

今、対策についてということで、27年度からは面積要件等を緩和し、いろいろ柔軟な対応をしているところが現状でございます。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第2号平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 所管委員会なので1件だけ聞いときます。

町長は、その他繰り入れについて、毎年毎年、多額の繰り入れをしとるというのが言い分があるようですが、26年度決算時期において繰り入れ、例えば、予算上は当初予算で1億2,000万円、補正で3,000万円あったら、大体1億5,000万円ぐらい予算上はなります。ほいじゃ

が、調定上は4,000万円余りということになると、繰り入れ額はもとへ戻すわけですからそこまでいかないということでもあります。

26年度の法定分といわゆる任意の繰り入れ、これは大体2,000万円弱1,000万円代と3,000万円代というふうに私は見ておりますが、数字的に、実際、法定分、任意分、幾らの繰り入れになっておるか確認しておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 決算書の事項別明細書の260ページでございます。

繰入金の他会計繰入金、一般会計繰入金ということでここに掲げさせていただいております。総額で2億9,000万円ばかりの繰り入れを行っておりますけれども、そのうちの法定分を除くその他の繰入金として1,910万7,000円でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第3号平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第4号平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第5号平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第6号平成26年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第7号平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第8号平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第9号平成26年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第10号平成26年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） これも所管委員会になりますが、本会議で明らかにしておきたいのは、先ほど企業管理者が言われた、一つは変更部分について、71ページって言われましたかね、ちょっと開きます。本会議でやっちゃきたいのは、企業会計制度による会計制度変更に伴う当期損益の影響ということで、その次のページが周防大島町公営企業貸借対照表移行表ということがあります。これを見ても非常にわかりにくい部分が入ってきます。例えば、特別損失の1億9,300万円、これは平成30年までの部分なのか、それともう一つは、26年4月1日での貸借対照表移行表、これは矢印を書いちょるんですが、そのことによって会計補助、どういうふうに変わってくるんじゃ。例えば、これを見ると借方が貸方に移動しちよったり、数項目が移動したりしよる、この考え方について、今までとちょっと違うんだよというのは、財政当局が控えておったら先にちょっと聞いときたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 広田議員さんの質問にお答えします。

まず、会計制度の当期損益の影響ということで、特別損失1億9,322万2,341円、この内訳につきましては、右肩にあります5,149万1,000円、これが毎年度末に全職員が自己退職した場合の退職引当金を全額積み立てなさいということなんです、それが不足分が2億5,745万3,097円ございます。これを1年ではとても難しいので5年にわけて分割する、これが、26、27、28、29、30年までが毎年度5,149万円は出てまいります。

そのほかに、1億2,000万円賞与引当金勘定、2,087万8,431円の法定福利費引当金の引当てというものに関しましては、従前、今もそうですが、期末勤勉手当が6月と12月に支給されております。考え方としましては、前年の12月、1月、2月、3月、4月、5月を6月に支給してるということで、前年の12月、1月、2月、3月の4カ月分は、あらかじめ前

年で積み立てておきなさいということで、積み立てた金額が1億2,000万円と法定福利費の2,000万円ということになりますので、この1億4,000万円に関しては、次年度以降は発生いたしません。これが、主な損益の影響額でございます。

その次の71ページの貸借対照表の移行に関します処理につきまして、今回、会計制度の改正は46年ぶりに大幅改正されました。その主旨としましては、会計基準そのものを民間企業や地方独立行政法人に近づけるというものでございます。

移行処理につきましては、71ページの各科目欄ごとに番号を記載しておりますので、その番号で説明させていただきます。

1つ目は、借入資本金の廃止に伴うものです。右肩の31番借入資本金の下の企業債というのがございます。もともと資本に入っておりました。でも、企業債というのは国からの借金と申しますかローンで借りてるものでございますので、資本ではなく負債だろうということで24番の企業債の固定負債に移行してございます。

2番目は、みなし償却制度の廃止に伴うものでございます。みなし償却制度とは、建物や医療機器など固定資産の取得に際し交付された補助金があった場合、100万円のうち50万円が補助金であった場合は、控除した50万円で減価償却を行う制度であります。ただ、この制度の廃止によって補助金部分、購入した100万円全部を減価償却を行うようになります。

次の資本金の32番の剰余金、これは各町出資金の全額、一番右肩の9億1,127万800円と33番の資本剰余金のうち減価償却資産14億4,469万9,227円を合わせた23億9,994万4,227円を、上の負債の部にあります繰延収益の28番へ移行するものでございます。長期前受金として移行しております。

そして、平成25年度までの補助金部分の減価償却相当分となります資産の部の左肩の3番の償却累計額、建物が3億2,300万円、構築物が620万1,400円、器械備品が1億1,997万7,937円、車両が578万8,480円、11番の無形固定資産等を計上し、その見合い分としてそれらを合計した4億5,642万1,618円を負債の部の29番収益化累計額の計上しております。

3つ目は繰延勘定の計上の廃止に伴うもので、資産の部の18番繰延勘定を全額1億9,760万438円を19番の長期前払消費税へ移行しております。

以上が、会計制度改正に伴う移行処理の内訳でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） もう一つは、収益的収支であります。賃金アップ等、国からの改善命令が出たりいろいろ要因はあるというふうには見ております。

その中でやすらぎ苑についても、支出でかなり赤字高が1億円ある、そしてさざなみ苑、これ

は80床ですが、実際的にはそれぐらいの赤字になるというのが示されているというふうに思うんですが、特徴的な部分、例えば、やすらぎ苑じゃったら50のうち47ぐらい、いっぱいいっぱい入れてもこういう赤字になる、この赤字の要因はどういうところから発生すると、また、さざなみ苑については、例えば80床の部分ですが、利用者を隔離しなければいけないような原因が発生したんかどうか含めて、ちょっと報告できることがあったら本会議で報告しちよっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 御存知のように介護報酬が減額されておりますので、経営そのものは大変、難しくなっているというのは否認しません。

やすらぎ苑につきましては、45床のうち26年度では1日平均47人ということで九十何%でございましたけれど、さざなみ苑につきましては、64人ということで80%ぐらいにおさまっております。26年度につきましては、入所者の結核ということがありまして、そういったもろもろで新しい入所者が入れられなかったという面もあって入所者が伸びてない状況で、現在では、もう75——きょう現在では72だったか超えておりますので、収益は若干上がってくるとは思いますけれど、どうしても介護職員の改善手当等々の金額もありますし、給与費は上がる一方ですし、逆に収入のほう、介護報酬は下がっていくということで、どうしても赤字、満床入れても若干の赤字は出るだろうなという見込みでございます。

○議員（4番 広田 清晴君） 3回目になります。

あと、医師及び看護師、そして技術師、そこんところの充足率についてどういう状況なのか報告を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 御存知のように、医師、看護師、医療技術員に関しましては、医療法等々で一応、充足の基準がございます。

医師に関しましては、全て3病院とも100%を超えて、ちょっと%をここで持ってませんので、ただ100%は医療監視のほうでも報告しております。

看護師の場合は、プラス診療報酬の基準看護というのがございまして、これも基準病床数に関する入院患者、外来患者の基準もクリアしております。

そのほか、薬剤師が調剤数に関して若干足りない部分はありますけれど、そのほかのコメディカルに関してはおおむね100%充足していると思っております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。決算認定の質疑は終結しましたので、認定第1号平成26年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号平成26年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの10議案を、本日配布しております議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号平成26年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号平成26年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの10議案を、本日配布しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。13時まで。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17. 議案第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第17、議案第1号平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第1号平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

別冊、補正予算つづりの1ページをお願いいたします。

今回の補正は第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に6億9,959万4,000円を追加し、予算の総額を148億3,679万4,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

まず、歳入歳出予算補正の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。歳入につきまして、8款地方特例交付金は交付額の決定により減収補填特例交付金を55万8,000円増額するものでございます。

9款地方交付税は、普通交付税の交付額が74億373万6,000円と決定されましたので、1億5,373万6,000円を追加計上するものでございます。

1 2 款使用料及び手数料は、このたび、社会保障税番号制度に係ります通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を手数料徴収条例に追加することから、これに伴う予算の新規計上でございます。

1 3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金は、マイナンバー制度導入のための補助金としてカード交付の事務費に係る補助金を、2 目民生費国庫補助金の社会福祉費補助金は、生活保護事業におけるシステム改修に係る補助金をそれぞれ計上するものでございます。

また、1 2 ページになりますけれども、障害福祉費補助金は、成年後見制度支援事業の事業量増に伴う地域生活支援事業補助金の追加計上でございます。

1 4 款県支出金 2 項県補助金 2 目民生費県補助金は、障害福祉費補助金において国庫補助金と同様に事業量の増による地域生活支援事業補助金を追加計上するとともに、児童福祉費事業補助金では、児童クラブ事業に係る補助金について要綱改正等に伴う増額計上でございます。4 目農林水産業費県補助金は、農業費補助金において畜産経営規模拡大のための資源循環型肉用牛経営育成事業補助金を新規に、また、農地集積のための機構集積協力金交付事業補助金を追加計上するとともに、林業費補助金では、山口県森林づくり県民税を活用する地域が育む豊かな森林づくり推進事業補助金 1 6 9 万円を新規に計上するものでございます。

1 5 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目財産貸付収入は、近年利用されていない浮島教職員住宅についてその用途を改め、一般住宅として活用することとし、貸付収入を計上するものでございます。

1 3 ページ、1 7 款繰入金は、財政調整基金の取り崩しを 1 億 9, 8 8 2 万 2, 0 0 0 円減額し財源調整を行うとともに、目的事業に充当するため、まち・ひと・しごと創生基金 2, 1 5 1 万 8, 0 0 0 円の取り崩しを行おうとするものでございます。

1 8 款繰越金は、平成 2 6 年度からの繰越金を 6 億 3 6 9 万 7, 0 0 0 円追加するものでございます。

1 9 款諸収入 4 項雑入 2 目雑入につきましては、児童クラブ個人負担金を地方において収入することとしたため、負担金 1 4 9 万円、後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算分の確定に伴う精算額 3, 9 2 2 万 2, 0 0 0 円、山口県市町村振興協会から地域づくり推進事業助成金 2 0 0 万円及び公用車両電気充電式自動車に更新することに伴う補助金 5 3 万円をそれぞれ計上しております。

1 4 ページ、2 0 款町債 1 項町債 3 目過疎対策事業債は、漁港漁場機能高度化保全事業の歳出予算の組み替えに伴う充当額の調整、4 目臨時財政対策債は、限度額の確定に伴う追加計上をそれぞれ行うものでございます。

1 5 ページからは歳出でございます。その主なものについて御説明をいたします。

2 款総務費 1 項総務管理費 5 目財産管理費は、基金管理経費において地方財政法第 7 条第 1 項の規定に基づき、財政調整基金へ 3 億 4, 2 7 8 万円を積み立てようとするものでございます。

6 目企画費企画一般経費は、公有財産購入費 3 5 1 万 8, 0 0 0 円を新規に計上しております。これは東安下庄地区に県が所有する教職員安下庄住宅を買い受けようとするもので、今後は、定住促進住宅等に利活用する予定であり、その財源にまち・ひと・しごと創生基金を予定しております。

7 目支所及び出張所費は、地域の要望に対応するため、久賀、大島、東和、橘の各支所経費に工事請負費、原材料費、小規模施設整備事業補助金を追加計上するとともに、1 6 ページ、日良居出張所経費では、エレベーターの修繕のため 1 2 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

また、空家有効活用事業は、新規事業でございますけれども 1, 8 0 0 万円の計上でございます。この事業は、町内にある空家を活用して定住者等の住宅を確保し定住促進を図ろうとするもので、その体系は町がこの事業として取り扱う空家を抽出し、所有者の承諾のもと 1 0 年間を一括で借り受けた上、町において修繕等を行い定住者等の住宅として提供しようとするもので、抽出及び修繕を総合支所において実施する予定でございます。空家対策に重きを置いた事業として取り組むこととしており、家賃設定には修繕費を考慮することとしておりますが、より空家対策、定住対策に配慮したいと考えております。

8 目電子計算費は、将来の基幹系システムの新たな共同クラウド立ち上げについてその検討を行うため、周南市、柳井市等県下の 4 市と全ての町により構成する利用検討委員会に参画することとしており、そのコンサルティング業務の負担金 1 9 0 万円を新規に計上するものでございます。

1 7 ページ、3 項戸籍住民基本台帳費は、個人番号カード交付事務費補助金及び個人番号カード再交付手数料等の財源充当を行うものでございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費は、社会福祉総務一般経費において、前年度の臨時福祉給付金事業の精算による償還金 2, 5 9 0 万 3, 0 0 0 円を、たちばなケアプラザ管理経費では、空調設備の修繕費 1 9 万 5, 0 0 0 円をそれぞれ計上するものでございます。

2 目障害福祉費は、障害福祉一般経費において障害福祉関係事業に係る国・県補助金の前年度精算による償還金 1, 4 7 0 万 9, 0 0 0 円を、障害者地域生活支援事業においては、成年後見制度支援事業の事業量増に伴う役務費を追加計上するものであります。

3 目老人福祉費は、平成 2 6 年度に策定された高齢者保健福祉計画等の進捗管理評価を検討するための高齢者保健福祉推進会議を開催する経費の計上でございます。

1 8 ページ、5 目介護保険対策費は、介護保険利用者負担軽減事業等の前年度精算による償還金の計上でございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、児童福祉総務一般経費において、子ども・子育て会議の開催経費の増額と、保育所運営負担金等の児童福祉関係事業の前年度精算による償還金1,105万5,000円を、児童福祉事業において、各放課後児童クラブに係る個人負担金の予算の組み替え及び実績見込みによる委託料321万3,000円を、児童公園等管理経費においては、久賀中央児童公園の合併浄化槽に係る修繕費11万7,000円を、児童館運営経費では、利用者に対応するため児童厚生員増員の賃金104万6,000円及び施設改修による修繕費42万円をそれぞれ追加計上するものでございます。

19ページ、3項生活保護費1目生活保護総務費は、生活保護事業における電算システムについて、マイナンバー制度に伴うシステム改修を行うための委託料205万2,000円及び生活扶助費等に係る国・県負担金の前年度精算に伴う償還金1,308万9,000円の計上でございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、当初予算において、公用車の更新のための予算を計上しておりますが、近年の自動車環境や所管する課の使用状況等を考慮し、クリーンエネルギー自動車として電気自動車に改めることが適切であると判断し、増額の計上をするものでございます。

20ページ、5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、橘ふれあいセンター管理運営経費において、加工機材である蒸気回転釜の修繕費を、農地中間管理機構事業において、農地集積のための経営転換協力金及び耕作者集積協力金を事業量の増に伴い追加計上するものでございます。

4目畜産業費は、畜産経営の規模拡大として、牛舎整備を行うための資源循環型肉用牛経営育成事業補助金について採択が見込まれることから48万4,000円を新規に計上するものでございます。

5目農地費は、農地一般管理経費において、自然災害や老朽化等により痛みの激しい農道や排水路の早期補修の要望に対応するため工事請負費600万円を、排水施設管理事業では、町内排水機場の設備、点検を実施したところ、6施設において老朽化や部品劣化による不具合等が確認されたため早急に対応することとし修繕費1,182万1,000円を、また、台風接近時の非常用電源として発電機等の借り上げ28万5,000円をそれぞれ追加計上するものでございます。

21ページ、7目農村環境改善センター費は、蒲野センターの屋外キュービクル内機器更新に要する修繕費21万6,000円の計上でございます。

2項林業費1目林業総務費は、山口県森林づくり県民税を財源とする地域が育む豊かな森林づくり推進事業補助金を活用し、嘉納山山頂から三方に延びる自然公園内遊歩道の景観整備を実施するための委託料180万円を新規に計上するものでございます。

3項水産業費2目水産業振興費は、近年利用されていない浮島教職員住宅について、主に漁業者等の就業支援として利用することとし、そのための改修経費等を計上するとともに、久賀漁協燃油倉庫外壁補修ほか、水産業施設の修繕等に係る漁業経営構造改善事業補助金250万5,000円を追加計上するものでございます。

22ページ、3目漁港管理費は、漁港、漁場機能高度化保全事業について、委託料から工事請負費へ組み替え調整が主なものでございます。

6款商工費1項商工費1目商工総務費は、柳井地域合同就職面接会負担金について室津大島半島振興広域連携促進事業に移行し実施するため、名称及び予算額を改めるものであります。

2目商工業振興費は、ウィンドパーク管理運営経費において施設管理を指定管理により行うこととし、指定管理者選定委員会の経費13万6,000円を、竜崎温泉管理運営経費において不具合の温泉回収水槽電極及び循環配管の改修、また空調の更新のための工事請負費438万4,000円を、中小企業従業員住宅管理経費においては森団地の外壁修繕費43万2,000円をそれぞれ計上するものでございます。

3目観光費では、観光一般経費において、道の駅サザンセトとうわ、レストランの発券機更新のリース料及び陸奥記念館浄化槽フロア改修の工事請負費ほか、商工総務費と同様にスポーツ観光誘致事業、サザンセト・ロングライドのことでございますけども、これにつきまして室津大島半島振興広域連携促進事業に移行するための調整を行うとともに、24ページ、公園等管理経費において、サクラの名所でございます瀬戸公園のサクラの老朽化も目立つことから、新たなサクラの木の植栽の提案もあり、公園内の雑木等の伐採整備委託料を計上するものでございます。

7款土木費6項住宅費1目住宅管理費は、今後の不足が見込まれる公営住宅の修繕費400万円を追加計上するものでございます。

8款消防費1項消防費3目消防施設費は、旧棕野小学校内の消防機庫について、現在は解体されているものの基礎部分が残されておりまして、これを撤去する経費の計上でございます。

4目災害対策費は、前年度において防災センターに設置されている自動販売機の設置使用料が重複して納付されたため、これを返還するものでございます。

25ページ、9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、旧沖浦中学校において、従来の赤線道が使用できない状況にあり、つけかえて確保するための工事請負費の計上でございます。

2項小学校費1目学校管理費は、小学校管理事務局経費において城山小学校屋内運動場外壁補修のほか、小学校施設に係る修繕費184万円を、スクールバス管理運営経費において、スクールバス白木線マイクロバス修繕費15万1,000円を追加計上するものでございます。

3項中学校費1目学校管理費は、安下庄中学校屋内運動場の雨漏り補修のほか、中学校施設に係る修繕費155万4,000円を追加計上するものでございます。

26ページ、4項社会教育費2目公民館費は、日良居公民館、かんころ楽園のいずれも空調設備の改修に係る経費の計上でございます。

5目社会教育施設費は、文化センター管理運営経費において、空調設備や研修室内クロスの補修経費173万4,000円を、橘総合センター管理運営経費において、やはり空調設備の冷温水ポンプの修繕経費を計上するものでございます。

5項保健体育費2目体育施設管理費海洋センター管理運営経費は、屋内ゲートボール場すばやく大島につきまして、整備から20年近くを経過し、屋根や外壁の痛みも激しく、その補修を行うこととして、当時、整備主体であった社会福祉協議会より日本財団に対して助成申請を行ったところ採択の見込みとなり工事負担金300万円を新規に計上するものでございます。

日良居体育館管理運営経費は、不具合のあった煙感知機の取りかえ経費の計上でございます。

27ページ、3目学校給食費は、久賀地区学校給食センターの冷蔵庫や配送車の修繕費52万8,000円の計上でございます。

11款公債費1項公債費1目元金は、平成16年度に10年見直し方式により借入れを行った臨時財政対策債及び減税補填債が10年を経過し、償還表が改まったことにより、今年度において元金の償還額が増額となったため、その差額127万9,000円を追加計上するものでございます。

12款諸支出金1項繰出金1目繰出金は、それぞれ特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整でございますが、このたび、公営企業局企業会計繰出金につきまして、普通交付税の確定による繰出金調整のほか、公債費に係る繰出金の算定基準を国の定める繰出基準に準じて改め、これを増額することとして総額1億2,839万4,000円を追加計上しております。これは、厚生労働省が地域医療構想のガイドラインの検討を行う中で、地方公共団体に平成27年度または28年度中に新たな公立病院改革プランの策定を要請しているところであり、公営企業局においては、当然ながら経営の効率化等、厳格な経営改善に努めることを前提とし、改革プランの策定や円滑な推進の支援として繰出金のかさ上げを行うものでございます。

以上が、歳入歳出予算の補正の概要でございます。

続いて、7ページに返っていただきたいと思っております。地方債の補正につきましては、過疎対策事業債及び臨時財政対策債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が、平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） ページ23ページ、商工費竜崎温泉の管理運営費438万4,000円の工事の内容について説明をお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 濟いません。吉田議員さんからの質問の竜崎温泉管理運営経費の工事請負費のどういう内容かという御質問かと思えます。

竜崎温泉の機械室内にあります地下水槽、回収槽であります、この電極棒10カ所を改修するものと、空調の本館、竜崎系統の更新が主なものでございます。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 今回の工事は、以前、予算措置されたと思えますけども、その後に不都合があったということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 昨年、26年に循環ろ過機の改修が昨年は主なもので、今度は、回収槽の中に、さっき電極棒、水計というのがあるんですけど、水計が、自動で推移が上がれば補給するという水計の部材が老朽化したということで、今回、更新するというようなものでございます。昨年やったものではありません。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。今元議員。

○議員（8番 今元 直寛君） ページでいくと16ページです。空家の有効活用事業ですが、たまたま、昨日、夕方のNHKのニュースを見ておりましたところ、1,800万円に対することを述べておられました。この事業は、私は非常にいいことだと思えますけれども、その中でも言うておりましたけども、いわゆる空き家バンクに、現在、登録が非常に少ないと僕も認識しておりますけれども、1,800万円の金額はどういう根拠で、また戸数的にはどういう戸数でやってるのか、あるいは単価的にはどういう単価で見てるのか、その辺ちょっと御説明いただけますか。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） ただいまの空家有効活用事業の1,800万円の根拠という御質問でございますけども、まず、ここにありますように修繕費1,500万円、これについては、今回の事業5軒分を想定した予算計上となっております。したがって、修繕費1,500万円、これについては1軒当たり300万円を上限とした5戸分で1,500万円、また使用料及び賃借料の300万円、これにつきましては月額5,000円、年間6万円、ですから10年間一括借上げで60万円、これの5戸分ということで300万円という予算を計上させていただいております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑ありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず、歳入から質疑を行います。

今回、地方交付税、いわゆる27年度から段階的に落ちていくという中で、3月補正で論議したところではありますが、全体として落ちる計算はしちよつたろうと、それにしても、今回1億5,373万6,000円と合わせて6,798万1,000円の町債、これは対策債ですが、合わせたら財政当局から見ても私から見ても初年度にしては落ちてなかったんじゃないかなというのが率直な見方ではありますが、財政課長は当初、全体を見ておりますという答弁をしたんで、そこんところが予測より落ちなかった点、例えば、事前にいろんなニュース等が流れてきておりますので、町長でもいいです、答弁を求めておきたいというふうに思います。

それと、今回、財源的には繰越金と今、言いました地方交付税、これがほとんど主な財源ということではありますが、先ほど決算のとき議論しました今回、動く基金について、補正後の基金の状況について報告していただきたい。財調は50億円ぐらいになるんじゃないかと思うてから実際見ますが、そういう状況が議員各位放置できるのかどうかを含めて（発言する者あり）放置、質疑をしちよきたいというふうに思います。歳入は以上であります。

歳出について質疑をします。今回、国の政策によるいわゆるマイナンバー制度に伴う改定、小口ですが入っております。運用までにかかなりの経費がかかるだろうというふうには私は思います。マイナンバー制度については、今やるべきじゃないちゅう立場は既にこの議会でも明らかにしております。その上で、歳出について気にかかるところ、質疑をしておきたいというふうに思います。

先ほど委員から質疑がありましたまち・ひと・しごと創生基金繰入金から行う事業であります。この部分については、ずっと前からNHKでも放送されましたし、一様な放送されておりますが、町のほうとしては一定の要綱をつくらんと、先ほど軒数等報告がありましたが、例えば余りに老朽したことについてはどうするんかとか、老朽化が激しいところの対応についてはどうするんか、今から調査ですから町としても要綱をつくっていかんやいけんというふうに思いますが、その辺の考え方について今からの流れです、この補正がとおります。そうした後の流れとしてどのように考えて執行しようとするのか、これについてです聞かせておきたい、私のほうからも聞かせておきたいというふうに思います。

それと、今回、変わるもんとして、いわゆる児童福祉総務の中で児童クラブ事業の振り分けといますか国庫の増と負担とが新たに膨れておりますが、これも具体的にどういうふうになるのか報告を求めておきたいと、国庫及び県になるかわかりませんが388万2,000円、その他でこれが父母負担に入れて149万円という格好で財源となりますが、実際的には今までと変更になるんじゃないか、一旦、町に入れて支出するちゅう格好になるんかどうか含めて答弁を求

めておきたいというふうに思います。

また、今回、5軒か6軒ぐらい児童クラブ事業やりよると思うんです。それをなかよしとか三蒲とかその辺を含めて答弁を入れてほしいというふうに思います。以上です。

それと、次に生活保護電算システム改修業務ですが、これもいわゆるマイナンバーに係る部分かどうか聞いちょきたいというふうに思います。

あと、工事関係にも聞いちょきたいんですが、委託費から工事費に振りかえの漁港管理経費の委託料から工事請負費の変更ですが、これは新たに場所としては、例えばどこになるのか報告を求めておきたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず、1点目の地方交付税の決定に伴う増減の要因といいますか、についての御質問でございます。

まず、合併して10年を経過して合併算定替等々、この影響額ですけれども、これは当初予算のとき1億2,000万円ぐらい落ちるんじゃないかというような予想をしておりました。これについてはほぼ見込みどおりの減額となっております。

しかしながら、今回、増額の決定をいただいておりますが、これについて主な要因といたしましては、まず、人口減少等特別対策事業というのが今年度から創設をされました。これは、私ども想定したものよりも約1億円ぐらい大きかったということ、それから、これもちょっと私どもも分析が必要ですが、基準財政収入額、これはちょっと大きく落ち込んでおります。そういったことが収入が落ちることですから、交付税の逆に交付額には増額にはね返ってくるといったようなことでございまして、合併算定替の合併の影響額の減額については、ほぼ想定されたものが減額されておるといったような状況でございます。

それから、次は基金残高についての御質問をいただきました。今回の補正を踏まえた後の予算上での基金残高をお知らせいたします。

まず、財政調整基金ですけれども5億1,449万9,000円、それからまち・ひと・しごと創生基金でございますけれども3億9,188万4,000円といった状況でございます。

それからもう1点は空家対策の1,800万円の計上、先ほど御答弁をさせていただきましたけれども、今後の予定ということでございますけれども5軒を想定しております。先ほど申し上げましたように、修繕費については300万円が限度というふうに私ども考えております。ですから、先ほど御質問にありました、今の空家特措法という特定空家、これに該当するようなものは私ども想定はしておりません。300万円を限度に修繕できる、水回りとかそういったもの等でそれを限度として修繕できるようなものを抽出して、この事業の対象としていきたいということでござ

います。

○議長（久保 雅己君） 松本健康福祉部長。

○健康福祉部長（松本 康男君） 広田議員さんから質問がありました、まず、児童クラブの関係の支出に関して各財源ということでございますけれども、県支出金、国の事業実施要綱に基づく変更、それから対象経費の増額によるものでございまして、県支出金、県補助金でございますが、補正額として388万2,000円、補正後が1,363万4,000円ということでございまして、これと19の諸収入の雑入のところでございます個人負担金を受け入れるものでございまして、補正額として149万円、補正後が216万1,000円、これを受け入れまして支出ということになります。

支出のほうでございましてけれども、先ほどありました児童福祉総務のところでは、1,952万7,000円が補正額後でございましてけれども、これのそれぞれのクラブへの支出でございましてけれども、なかよしが242万3,000円、それから油田元気っ子が297万6,000円、三浦児童クラブが221万5,000円、それからひまわりが186万6,000円、明新が215万3,000円、それから浄念寺保育園が254万2,000円ということになっております。

それから、生活保護の関係のシステム改修ということで、これがマイナンバーに係るものかということでございましてけれども、これもマイナンバーに係るものでございます。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 広田議員さんから工事関係の質問で、水産業費の漁港施設管理経費の委託料と工事請負費組み替えでございまして。

この事業については、国庫補助事業の漁港漁場機能高度化保全事業として実施しているものでございます。今回、設計費のほうの委託料を2,990万円ほど減額し、3,500万円ほど工事のほうに増額しました。

工事場所のお尋ねでございまして、白木（本浦）漁港内の沖家室の防波堤を予定しております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 次に、他会計繰出金について質問します。

今回、公約実現の立場から、一応、繰出金、いわゆる公営企業会計繰出金として1億2,800万円、これが懸案事項でもあったし、私のほうから赤字の垂れ流しじゃいけないよというのを含めて、どう3病院、2つの老健、そして1つの看護学校、これを今後とも持続的に運営するかということと投げかけておりましたし、町長のほうも考えておくという答弁でした。

その結果、今回、補正の中で1億2,839万4,000円いうことであります。この基準額についてどのように考えておられるのか、いろいろ基準額があります。当然、繰り入れる以上は。それについて、執行部側がこの時点では答えるほう、執行部側といいますか公営企業局が答えるよりは、執行部側の答弁のほう为正解じゃないか思うんで、その辺を聞いちゃきたいと。

それと、先ほど聞き忘れた排水機場、事前に、10カ所ぐらい計画しちよるといふうに聞いております。それが全部、予算計上されておるとは、ちょっと思えんのですが、大体どういう予算計上なのかということで、また、あれについてもその上の部分についても600万円ぐらい予算がついちゃったと思います。林業のほうじゃったですかねついちゃったと思うんで、その分も含めて一緒に答弁していただければというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 公営企業局に対する繰出金の考え方——繰出金基準といいますか考え方についてですけれども、従来につきましては、交付税措置をされた部分をそのまま企業局へ繰り出すという考え方で行っております。

このたびの補正につきまして、今後もこういう考え方でいくようになろうかと思っておりますけれども、国の定める繰出基準、これに準じて行うというふうには、先ほど補足説明でも申し上げたとおりなんですけど、まず、ハード部分につきましては、交付税措置が40%されている部分については償還額の3分の2、それから交付税措置が22.5%措置された部分については2分の1、これが、国に準じた繰出基準でございます。ですから、これを今それぞれ申し上げた率で3分の2、あるいは2分の1の率で繰り出すと。また、過疎のハード部分については70%交付税措置されておりますけれども、これは、ハード部分については2分の1というのは上限がございますから2分の1の繰り出しをさせていただく。

それから、過疎のソフト分については70%、交付税措置分をそのまま措置するというような考えのもとに計算した結果、今回については、先ほど1億2,800万円と申し上げておりますが、これはその他分も含んでおりますので、今回そういった繰出金見直しに係る部分としては、1億900万円ばかりの繰出金の増ということになっております。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 工事関係の工事の内容でございます。

農林課関係だと思っております。農地費の農業一般管理経費、ここで工事請負費600万円計上しております。これにつきましては、日見と土居と安下庄の3カ所でございます。

それと、次の農地費の排水施設管理事業の1,182万1,000円の修繕費でございますが、これにつきましては、点検した結果、下田地区、伊保田地区、油宇、森地区、安下庄、土居地区の、先ほど補足説明でも説明があったと思っておりますが、6施設でございます。その中の1,182万

1,000円の修繕費を計上したものでございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○議員（3番 田中隆太郎君） 15ページの企画費で、公有財産購入費で東安下庄の教員住宅を
買って何に利用するっていうたんか聞き逃したので説明していただきたいのと、何で買うんか
というの、県が払い下げるけ買うんか、それとも安いけ買うんか、必要だから買うんかちゅうと
ころをはっきりしてもらいたい。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず、今回の購入目的ですけれども、定住対策ということで、現在
もお試し暮らしというようなこともやっております。そういった中で、そういった希望があれば
対応したいと思いますし、また、移住者の方が、先ほどから空き家バンクとかいろんなことも
ございまして、定住空家対策も行っておりますが県の教職員住宅を払い下げるということで、そ
ういったことにも対応したいということで購入させていただきたいということと、場所的に安下
庄の町の中心からちょっと山手に入ったとこなんですけど、あそこにつきましては、ちょっと町営
の駐車場、あるいは町営住宅等々町有地もございまして、ちょっと用地的には段差もあるんだけ
ども、そういった将来的に一体的な活用も検討できるといった意味から、ちょうど県が払い下
げるということですので、今回、購入したいということでの予算計上をさせていただいております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

日程第18. 議案第2号

日程第19. 議案第3号

日程第20. 議案第4号

日程第21. 議案第5号

日程第22. 議案第6号

日程第23. 議案第7号

日程第24. 議案第8号

○議長（久保 雅己君） 日程第18、議案第2号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別
会計補正予算（第1号）から日程第24、議案第8号平成27年度周防大島町漁業集落排水事業
特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。松本健康福祉部長。

○健康福祉部長（松本 康男君） それでは、議案第2号から議案第4号の補足説明をいたします。

まず、議案第2号平成27年度周防大島町国民健康保険企業特別会計補正予算（第1号）について補足説明を行います。

今回の補正は、平成26年度決算に伴う精算が主なものであります。

補正予算つづりの29ページをお願いいたします。

第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,278万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億2,098万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書で説明をいたします。

35ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費負担金及び3目特定健康診査等負担金については、前年度精算の確定により過大交付分の返還が生じたため、過年度分の当初計上額1,000円をそれぞれ減額するものであります。

4款療養給付費等交付金についても、前年度精算の確定により過大交付分の返還が生じたため、過年度分の当初計上額の1,000円を減額するものです。

6款県支出金1項県負担金2目特定健康診査等負担金についても国庫負担金と同様の理由により、過年度分の当初計上額1,000円を減額するものです。

次に、36ページをお願いいたします。

9款繰入金は1項他会計繰入金1目一般会計繰入金を4,278万6,000円追加し、前年度負担金等の返還金の支出に充当します。

10款繰越金は、前年度決算が収支ゼロ決算となったため、当初計上額の1,000円を減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

37ページをお願いいたします。

8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、国保連合会において平成26年度の特定健康診査等事業会計に剰余金が発生したことから、このたび、平成27年度特定健診共同処理手数料との相殺が行われることとなったため、これに伴いまして同手数料を33万4,000円減額するものであります。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金へは、前年度の療養給付費等国庫負担金の実績に伴う返還金等を追加で4,311万5,000円計上しております。

以上が、平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての概要であります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正は、平成26年度決算に伴う精算が主なものであります。

補正予算つづりの39ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,245万円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書で説明をいたします。

45ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

4款繰越金は、前年度繰越金を13万9,000円追加計上しております。

5款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金は、歳出における保険料の還付見込み額の増額により45万円追加計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

46ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金を13万9,000円追加しております。この納付金は平成26年度保険料のうち、平成26年度歳出予算により広域連合納付金として支出できなかった保険料を平成27年度歳入予算に前年度繰越金分として今回補正計上し、歳出予算により広域連合へ納付するものです。

3款諸支出1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金は、保険料の還付見込みの額の増加により45万円を増額するものであります。

以上が、平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての概要であります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を行います。

補正予算つづりの47ページをお願いいたします。

今回の補正は、平成26年度決算に伴う精算と介護保険法の改正に伴う国の要綱改正により、包括的支援事業を介護予防事業に組み替えて実施するため、補正を行うものでございます。

第1条で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額9,258万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を34億8,873万3,000円とするものであります。

事項別明細書の53ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目地域支援事業交付金の 1 0 万 4, 0 0 0 円の減額につきましては、介護保険法の改正に伴う国の要綱改正により、包括的支援事業を介護予防事業に組み替えて実施することによる財源調整でございます。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 2 目地域支援事業交付金は、財源調整により 2 0 万 8, 0 0 0 円の増額をいたします。

5 款県支出金 2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金は、財源調整により 5 万 2, 0 0 0 円の減額をいたします。

5 4 ページをお願いいたします。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 2 目地域支援事業繰入金は、財源調整により 5 万 2, 0 0 0 円の減額をいたします。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 4 目その他一般会計繰入金は、財源調整により 1 2 万 7, 0 0 0 円の増額をいたします。

7 款の繰越金は、平成 2 6 年度決算に伴う繰越金として 9, 2 4 6 万 2, 0 0 0 円を追加計上いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

5 5 ページをお願いいたします。

1 款総務費 2 項徴収費 1 目賦課徴収費では、過年度分の保険料還付金として 2 6 万 8, 0 0 0 円増額をいたします。

3 款の基金積立金では、前年度決算に伴う介護給付費準備基金への積み立てとして 3, 1 8 7 万 7, 0 0 0 円を増額いたします。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防事業費 2 目一次予防事業費の 7 4 万 3, 0 0 0 円の増額につきましては、先に歳入で御説明申し上げました包括的支援事業から介護予防事業への組み替えでございます。

5 6 ページをお願いいたします。4 款地域支援事業費 2 項包括支援事業任意事業費 2 目任意事業費は、組み替えにより 7 4 万 3, 0 0 0 円減額いたします。

7 款の諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目償還金につきましては、前年度実績に伴う国等への返還金として 6, 0 4 4 万 4, 0 0 0 円を新たに追加計上いたします。

以上が、平成 2 7 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についての概要でございます。

以上で、議案第 2 号から第 4 号までの補足説明を終わります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） 私のほうからは、議案第5号平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）から議案第8号平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの環境生活部上下水道課所管の4議案につきまして補足説明をいたします。

まず、議案第5号平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

補正予算書の57ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に633万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億7,681万4,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものであります。その概要につきまして事項別明細書により説明させていただきます。

65ページをお願いいたします。

歳入の3款繰入金において、一般会計から繰入金3万円を追加し財源を調整しております。

6款町債は、事業の追加に伴い簡易水道事業債350万円、また、過疎対策事業債として280万円を新規に計上するものであります。

66ページをお願いいたします。

歳出の1款簡易水道費2項事業費2目設備費において、県の過疎代行事業で行う久賀大島浄化センターの建設及び下水の管路整備に係る設計業務に伴い、同地区までの水道配水管新設改良事業に係る設計業務委託料633万円を新規に計上するものであります。

以上が、議案第5号平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に、議案第6号平成27年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

67ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に247万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億6,552万8,000円とするものであります。

73ページをお願いいたします。

歳入につきましては、4款繰入金において一般会計から242万1,000円を追加し財源調整をしております。

6款諸収入は、農業集落排水の秋地区における下水道処理負担金について、平成26年度維持管理費の実績額及び流入量の確定により、汚水処理費負担金5万1,000円を追加計上するものであります。

74ページをお願いいたします。

歳出の1款公共下水費2項事業費1目の維持管理費において、東和片添浄化センター内の床排水ポンプ逆止弁の経年劣化による取りかえ修繕と全室素全リン測定装置、プリンター及び基板の取りかえ修繕、並びに東和片添処理区の3号マンホールポンプ場非常用発電機修繕の合わせて247万2,000円を追加計上するものであります。

以上が、議案第6号平成27年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に、議案第7号平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

75ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に463万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,102万1,000円とするものであります。

81ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款繰入金は、一般会計から繰入金173万4,000円を追加し、財源の調整をしております。

5款諸収入において、砂防河川改修工事に伴う下水道管の移設補償金として290万円を新規に計上するものであります。

82ページをお願いいたします。

歳出の1款農業集落排水費2項事業費1目の維持管理費におきまして、沖浦西浄化センターの機器の経年劣化による異常音が発生し稼働停止の恐れがあるため、沈殿槽汚泥かき寄せ機用減速機の取りかえ修繕及び戸田処理区における浸水による絶縁抵抗値が低下し、漏電したことにより運転停止となっておりますマンホールポンプ取りかえ修繕の合わせて168万3,000円を追加計上しております。

工事請負費は、県が行う秋地区の西川砂防河川改修工事に伴い、支障となる下水道管移設等に要する工事費290万円を、汚水処理負担金では、平成26年度の維持管理費の実績額に基づき5万1,000円を追加計上するものでございます。

以上が、議案第7号平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に、議案第8号平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

83ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に121万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,501万9,000円とするとともに、平準化債確定に伴い第2条により地方債の補正を行うものであります。

91ページをお願いいたします。

歳入の2款繰入金は、一般会計から111万6,000円を繰り入れ、財源を調整しております。

5款町債は、平成26年度債借入額の確定により、下水道事業債の平準化債10万円を追加計上するものであります。

92ページをお願いいたします。

歳出の1款漁業集落排水費2項事業費1目維持管理費において、電気機械設備及びバキューム車の修繕費として100万円を、また、バキューム車の運搬船借上料として21万6,000円を追加計上しております。

以上が、議案第8号平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。14時15分まで。

午後2時04分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 36ページ、繰入金、一般会計から4,278万6,000円繰り入れておりますが、今年度から均等割、所得割、それから世帯割が国保で値上げになりましたが、なおかつ約4,200万円の繰り入れに至った理由を説明していただきたいと思います。

○議長（久保 雅己君） 松本健康福祉部長。

○健康福祉部長（松本 康男君） このたび補正をいたしました繰り入れが新たにあるということですが、これは支出のほう見ていただきますと、償還金及び還付諸支出金、償還金のところに（発言する者あり）予算書（発言する者あり）失礼しました、37ページの10款諸支出金のところの償還金利子及び割引料のところで上がってきております、4,311万5,000円いうも

のがございます。これの支出のために繰り入れるものでございまして、金額が違いますのは、その上の保険事業費のところマイナスが出ておりまして、これを合わせたものが繰り入れのほうで入れてるということでございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第4号平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第5号平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第6号平成27年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第7号平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第8号平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第2号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から、議案第8号平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの質

疑を終了いたします。討論、採決は最終日といたします。

日程第25. 議案第9号

○議長（久保 雅己君） 日程第25、議案第9号平成27年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明を求めます。石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第9号平成27年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。お手元の平成27年度周防大島町公営企業局補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

この予算は5月実績に基づきまして算出しております。まず第2条の業務の予定量では、病院患者数は入院合計で1,341人、外来合計で2,992人の減少を介護老人保健施設利用者も入所合計で693人、次の2ページになりますが、通所合計で116人の減少を見込んでおります。それに伴いまして、1日の平均患者数、利用者数を補正しております。

次に、3ページをお願いいたします。第3条の収益的収入及び支出では収入につきましては業務の予定量の減少に伴います診療収入の減少と、一般会計からの繰出金の増加により、合計で2,980万7,000円を増額補正し、53億7,563万2,000円を見込んでおります。

次に、4ページをお願いいたします。支出につきましては、業務の予定量の減少に伴います材料費の減少により、合計で996万7,000円を減額補正し、53億3,513万7,000円を見込んでおります。

第4条の企業債につきましては、過疎債ソフト分として新たに患者輸送車運行経費分の追加等により400万円増額補正しております。

第5条の他会計からの補助金につきましては、普通交付税の確定及び一般会計との協議により、繰り出し基準の見直しにより1億2,839万4,000円を増額補正しております。

次に、5ページをお願いいたします。第6条の棚卸資産購入限度額につきましても、業務の予定量に基づきまして、算出し、合計で1,091万7,000円を減額補正しております。付属資料といたしまして、6ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が平成27年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

日程第26. 議案第10号

日程第27. 議案第11号

日程第28. 議案第12号

日程第29. 議案第13号

日程第30. 議案第14号

○議長（久保 雅己君） 日程第26、議案第10号周防大島高等学校通学支援費給付基金条例の制定についてから、日程第30、議案第14号周防大島町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正についてまでの5議案を一括上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第10号から議案第14号につきましては、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第10号周防大島高等学校通学支援費給付基金条例の制定についてであります。本案は、議案第12号の奨学資金貸付基金条例の一部改正により、当該基金の残高である約4,297万円から当該基金に残す1,000万円を控除した、約3,297万円を財源として、地方自治法第241条第1項に定める特定目的のための基金を新たに調整しようとするものでございます。

第1条及び第6条において、基金の設置及び処分について規定し、周防大島高校生徒の通学費の一部をその保護者に対して給付しようとするものであり、基金はその財源とするものに限り、処分することができる旨を規定しております。現在の本町が置かれている急激な少子高齢化に鑑み、定住人口の拡大を進める上で若い子育て世代が安心・安全で心豊かに暮らせる環境整備を図る必要性や地域の未来の担い手を育てる必要性から、中学卒業から18歳までの教育機関である周防大島高校の存続発展が大変重要であると考えております。

周防大島高校は、設置者である山口県教育委員会においても、平成18年の周防大島高校設置以来、生徒数の減少から定数削減を行ったものの、平成26年度からは地域創生科の設置や普通科に特別進学コースを設けるなど、地域の学習ニーズに対応した学校運営に配慮されております。

平成26年度において、入学者が対前年比30人増の96人に達したものの、今年度の入学者は87名で、定員115名に対する割合が前年の83.5%から75.7%に低下しておりまして、早急な入学者の増加策が求められているところでございます。

現在、町内の路線バスの学生用フリー定期は、1カ月で1万3,300円となっておりますので、年間の必要額は15万9,600円となります。この費用の3割、4万7,800円を補助し

たいと考えております。

また、町外から電車とバスを利用する生徒さんもありますので、給付限度額を5万円としたいと考えております。本年5月1日現在、周防大島高校の全生徒239名のうち、バスや電車などの公共交通機関を利用して通学している生徒さんは98名、約41%いらっしゃいますので、年間で約500万円程度の取り崩しになるものと考えられます。

さらに、この支援策により入学者が増加した場合は、早期に基金が底をつくことも考えられますので、来年度以降、地方創生にかかる交付金等を活用し、基金の増強を進めたいと考えております。

第2条により、予算による積み立て、第3条により基金に属する現金の管理方法、第4条により運用収益は、予算計上後繰り入れること及び第5条において歳計現金に繰りかえ、運用ができることを規定しております。

なお、本年6月2日に開催した奨学資金審議会及び8月17日に開催した教育委員会会議において、それぞれ同意をいただいております。また、本基金の最初の積み立ては、来年度当初予算によることを予定しておりますので、本条例の施行日の平成28年4月1日としております。

最後になりますが、本案成立後、来年度の周防大島高校の生徒募集には、この通学支援費給付制度を周知し、入学者の増加に結びつけたいと考えているところでございます。

次に、議案第11号周防大島町手数料徴収条例の一部改正についてであります。本案は、平成24年7月9日に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、外国人登録法が廃止されたことに伴い、別表の17外国人登録法による登録原票記載事項証明書の交付手数料を削除するものでございます。

また、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等が平成27年10月5日から施行され、同施行日から個人番号が記載された通知カードと個人番号カード交付申請書が地方公共団体情報システム機構から個人宛てに送付されますが、その申請に基づいて平成28年1月1日から各人に個人番号カードが交付される予定となっております。

最初の通知カード及び個人番号カードは無料で交付されますが、カードを紛失し、消失し、または著しく損傷した場合などは申請によりカードの再交付が可能ですが、その際の手数料といたしまして、通知カードについては1枚について500円、個人番号カードについては、1枚につき800円の手数料が必要となり、その手数料を別表に追加するものでございます。なお、附則として法律等の施行日と同日の平成27年10月5日から施行することとしております。

続いて、議案第12号周防大島町奨学資金貸付基金条例の一部改正についてであります。本案は地方自治法第241条に定める定額の資金を運用するための基金であります。本条例第2条に定める基金の額を4,000万円から1,000万円に減額し、基金の現在高から1,000万

円を差し引いた、約3,297万円を用途廃止し、これを財源として議案第10号の周防大島高等学校通学支援費給付基金を新たに造成しようとするものであります。

周防大島町奨学資金貸付基金は周防大島町奨学資金貸付規則により、周防大島町内に住所を有する者で、高等学校または同等程度の学校に在学し、経済的な理由により就学困難と認められた者に対し、その正規の就学期間について月額2万円を貸し付けるものでございます。合併当初、年間10件程度の貸与者がありましたが、平成22年度からの高校授業料無償化及び平成26年度からの給付型奨学金制度の開始等によりまして、平成23年度以降は、毎年1件、または2件の利用にとどまっております。

奨学資金貸与を審査する奨学資金審査会や町の監査において、休眠状態にある基金の一部活用について意見が出されていたものでございます。よって本案により従来の基金の一部を用途廃止し、新たに県立周防大島高校の存続発展を目的とした、周防大島高校通学支援費給付金を支出するための基金を造成しようとするものでございます。

平成27年3月末現在、基金残高は約4,297万円であり、このうち、現金残高3,803万円及び奨学金として貸し付けている債権残高が494万円となっております。現行の申込み状況から、基金残高を1,000万円とすれば今後の奨学金貸し付け財源として十分対応できるものと考えております。なお、本案についても議案第10号と同様に奨学資金審議会及び教育委員会会議において、本案についてそれぞれ同意をいただいております。

また議案第10号の新たに造成する基金の事業開始が、来年度以降を予定しておりますので、本条例の施行日を平成28年4月1日としております。

続いて、議案第13号周防大島町個人情報保護条例の一部改正についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通常マイナンバー法の施行期日を定める政令が、平成27年4月3日に公布され、本年10月5日から住民票を有する全ての人に対して1人に1つの個人番号が通知され、平成28年1月以降には希望する方に対して個人番号カードが交付されるとともに、国や地方公共団体等において、個人番号の利用が開始されます。この個人番号を含む個人情報のことを特定個人情報と定義し、特定個人情報の取り扱いについては、マイナンバー法の規定に従うこととなりますが、マイナンバー法では行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を読みかえて適用する条文が規定されており、この読みかえて適用される部分については、国の行政機関には適用されますが、地方公共団体には直接適用されないこととなります。

しかしながら、マイナンバー法第31条では、地方公共団体も国と同様の措置をとることが課されておりますので、特定個人情報に関しマイナンバー法の規定により読みかえて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の例を鑑み、本条における特定個人情報に関する措

置について定めるため、改正を行うものであります。

それでは改正の要点を逐条に沿って御説明を申し上げます。

第1条、第2条第11号、第3条、第4条、第12条及び第31条は、マイナンバー法において、定義づけられた特定個人情報に対してこの条例の適用から外れるものがないように、括弧書きで規定を追加するものであります。

第2条は、語句の定義づけを行うもので、第2号個人情報については、行政機関、個人、情報保護法、第2条第2項に準じて定義し、第8号から第10号は特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報についてマイナンバー法において定義されている語句を追加するものであります。

第8条は、個人情報の取り扱いをより厳格にするため、個人情報を取り扱う場合の町長への届出事項として、第6号で収集方法、第7号で経常的な目的外利用及び、外部提供の有無を追加するものであります。第8条第5項は、個人情報を取り扱う場合の届け出に係る事項を記載した目録の作製と一般への閲覧について行政期間、個人情報保護法の規定に準じて、適用除外の規定を追加するものであります。第8条の2は、特定個人情報保護評価書に記載された、特定個人情報ファイルの取り扱いについて意見を聴く学識経験のある者を含む者で構成される機関を既存の周防大島町個人情報保護審査会とするための規定の追加であります。

第9条は、保有特定個人情報について、その他の個人情報とは別の取り扱いとする必要があることから、括弧書きの規定を追加するものであります。第9条の2は、保有特定個人情報の利用及び提供の範囲については、マイナンバー法上厳格に法定されていることから、特定個人情報の利用の制限について規定を追加するものであります。

第11条第1項、第13条第1項、第14条及び第34条第2項は、この条例の適用から外れるものがないように括弧書きの規定を追加するものであります。

第13条第2項、第21条第2項及び第24条第3項は、マイナンバー法では特定個人情報に係る自己情報の開示、訂正、停止の請求について、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人、または本人の委任による代理人による請求ができる内容となっております。同様の内容になるよう、代理人の範囲について規定を追加するものであります。

第23条の2は、情報提供等記録の訂正をした場合の通知先について、マイナンバー法の内容に基づき規定を追加するものであります。

第24条第1項は、保有特定個人情報については、この項では適用しないため、括弧書きの規定を追加するものであります。

第24条第2項は、保有特定個人情報の利用停止の請求要件について、マイナンバー法の内容に沿って規定を追加するものであります。

第25条は、利用停止請求に係る保有個人情報の範囲を明確にするため、括弧書きの規定を追加するものであります。

第28条は、第8条の2を追加したことにより、審査会の略称規定が移動したことに対応する変更であります。

第30条は、他の法令等に開示に関して定めている行政機関、個人情報保護法第25条は、マイナンバー法の適用除外となっていることから、本条文において保有特定個人情報が適用除外となるよう括弧書きにより規定を追加するものでございます。

附則の施行期日でございますが、特定個人情報保護評価に関する部分につきましては、公布の日、情報提供等記録の提供先等への通知に関する部分については、マイナンバー法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日、その他の部分につきましては、平成28年1月1日としております。なお、本条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとするものであります。

続いて、議案第14号空き家等の適正管理に関する条例の一部改正についてであります。適正な管理が行われていない空家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていますが、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともにその生活環境の保全を図り、あわせて空家の活用を促進するため、空家対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月27日に公布され、ことしの2月26日に一部施行、また5月26日に全面施行とされたところでございます。

本町におきましては、既に議員提案により、空き家等の適正管理に関する条例を平成25年4月1日から施行しておりますが、今回の法律施行に伴い、本町の条例を法律にあわせて法律に沿って改正しようとするものであります。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

議案綴り、42ページの新旧対照表をごらん願いたいと思います。まず題名も含め、本則全体にわたり、空き家の字句を法律にあわせまして、送り仮名を省いた除いた空家、漢字だけの空家に改正しております。

第2条及び第3条では、空家等の定義をするとともに、管理不全な状態の空家を特定空家等に改正し、その定義をいたしました。

第4条の責務では、法律の規定に基づき、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよという字句を追加いたしました。

第6条につきましては、現行条例の実態調査を立入調査等に改正し、手順及び運用方法等を規定いたしました。この立入調査は、外観目視による調査では足りず、敷地内に立ち入って状況を観察し、建築物に触れるなどして詳しい状況を調査し、必要に応じて内部に立ち入って柱や梁等

の状況を確認する必要がある場合に実施するものでございます。

第7条につきましては、現行の条例にはございませんが、新たに規定を追加するもので、空家等の所有者等に関する情報について、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報を内部で利用することができることを規定し、第7条第2項では、他の自治体にも所有者等の把握に係る必要な情報の提供を求めることができると規定したものでございます。

第8条につきましては、特定空家等に対する助言または指導について条文の改正を行いました。

第9条につきましては、第8条の助言または指導した場合において、なお特定空家の状態が改善されない場合に必要な措置をとるように、勧告することができる規定とし、第9条第2項では勧告を受けた場合は、税制上の措置を講ずると規定をいたしました。

第10条の命令につきましては、現行の条例にはございませんが、新たに規定するもので勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合にその勧告に係る措置を命ずることができることを規定したものでございます。

第11条の公表につきましては、現行の条例では勧告に従わない場合に公表を行ってまいりましたが、今回の改正で新たに第10条の命令が規定されたため、命令に従わない場合に公表すると改正したものであります。

第12条から第14条までは、条ずれに伴い条番号を繰り下げたものでございます。なお、附則として公布の日から施行することとしております。

以上が、議案第10号から議案第14号までの補足説明でございます。何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第10号周防大島高等学校通学支援費給付基金条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を、魚谷議員。

○議員（1番 魚谷 洋一君） 2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、今ある基金のうち1,000万円を残して残りの額をこの新しい基金の創設に使おうと、そういう趣旨ですよね。（発言する者あり）いろいろ議論されたり、意見等いただいたりだと思うんですが……。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

○議員（2番 平川 敏郎君） ちょっと休憩。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

○議員（2番 平川 敏郎君） ちょっと休憩。

午後 2 時 47 分休憩

午後 2 時 48 分再開

○議長（久保 雅己君） ごめんなさい。失礼しました。

○議員（1 番 魚谷 洋一君） いいですか。そういう趣旨だと思うんですが、1,000 万円で今後将来この奨学金が運営できる、やっていけると言われたようなそういう何ていいますか、根拠といいますか、話し合われた内容というのをもうちょっと詳しくお願いしたいと思うんですけど。

それから 2 点目ですが、通学費の一部を生徒の保護者に給付をするということが第 1 条に掲げてありますが、通学費、今説明伺いますと交通費、バスであるとか電車であるとかそういうふうなニュアンスで説明をされました。徒歩の場合はもちろんそういう通学費というのはいりませんが、徒歩以外交通費といいますとバス、電車考えられますが、実は私自身 3 年間自転車通学でした。交通費というのがその自転車にお金がかからんよと言われますが、実際には自転車を購入をしてそれを使って通学してるわけです。自転車を走らす場合には、もちろんお金はいりませんが、購入をする場合には代金がいります。その自転車といいますか、バス、そういう公共交通の料金以外の手段で通学した場合、例えば自転車を購入して 3 年間通学する、そういった場合にその購入費に対する給付といいますか、助成といいますか、そういうのが通学費として考えられないかという点は話し合いの中で出たんでしょうか。あるいは、そういうことは料金には入らないよ、通学費には入らないよというような立場でお考えになっておられるんでしょうか、2 点ほどお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） ただいまの御質問のうち、まず基金のうち 1,000 万円で将来これが賄えるかということですが、現在、この 3 月 31 日現在、本年の 3 月 31 日現在ですが、残高、基金の額そのものは 4,297 万 295 円あります。このうち、実際に貸し付けておる債権として残っておるものは、494 万円しかございません。貸し付け率が 13% になっています。

補足説明の中でもありましたけれども、現在は年間 1 件か 2 件しかございません。年間と申しますと先ほどもありましたが、月に 2 万円貸し出すわけですから、年間 24 万円、2 人であれば 48 万円という金額になっております。したがってそれを計算しますと、債権として残っておるものが約 500 万円、残り現金として 500 万円ありますので、将来的にこれが枯渇するということは、まず考えられないというふうに考えております。

ちなみに合併のときにこの最初の基金の残高約 4,280 万円あったんですが、合併のとき 10 年ちょっと前ですが、このときには貸し付け率が 72% 上回っていたと、つまり現金で残っ

ておったのは1,200万円程度ということでしたので、下がってきたということでございます。

それともう1つの、自転車の購入費ですけれども、教育委員会のほうと周防大島高校のほうとの協議の中では現在の周防大島高校の生徒さんの通学の状況について協議をしまして、どうした形が最も効果的に生徒の募集につながるかということで、この公共交通機関の通学費に対する助成が1番効果的であろうということで、現在の案を提案しておるわけですが、お話のありました自転車通学については、学校側からの提案でそのような話というか、そういう提案がなかったものですから、現在のところでは自転車の通学費、購入費ですか、それに対する助成というものは考えておりません。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 魚谷議員。

○議員（1番 魚谷 洋一君） 大体わかりましたが、1点目については了解です。2点目については、今後の課題として今年度いきなりというのは無理ですが、今後の課題としてそういう方向性も考えて、ぜひ考えていただきたいと思います。

金額的には今説明を受けた3年間の交通費を給付をする、されるというその3年間の交通費給付される額で十分対応できると思います。1人当たりの購入費の給付というのは、十分対応できると思います。よろしく願いいたします。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） その今回の条例設定を見ると、そのいわゆる基金を設置すると、そういった基金に積み立てる額は予算において定める額とするということで、年度当初発生するんかなというふうに思うておるんですが、御承知のように周防大島高校に通学者、かなり費用負担が高いということで、いろいろ今まで考えてきました。それでどうにかいうことで、4年間ぐらいですか、後援会という名前でいわゆる公共交通の7割、6.5割から7割ぐらいで輸送できる体制をつくってきました。それでもかなり厳しかったという状況です。

今回の基金を設置して貸し付ける方法、これは皆さん方からいえば、100%返してくださいよという内容になるんですか。それともいわゆる貸し付ける中身についてはどういうふうになるんかちょっと聞いちゃきたい。貸し付けて（発言する者あり）わしが間違えとった。（発言するものあり）（「貸付金基金条例、今は違うん」と呼ぶ者あり）これは、（「補助、補助」と呼ぶ者あり）補助の関係ですか、全部（「あげる分じゃけ」と呼ぶ者あり）あげる分ちゅう解釈で。了解です。（笑声）

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑ありませんか。平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 2番、平川です。先ほどの同僚議員からで、私の聞き間違いか愚問になったら失礼なんですけど、この議案10号のほうには約ですが、先ほど決算のときにありま

したけど基金が4,297万円あると。こちらのほうに12条のほうに1,000万円基金残して最終的にはこの10号が3,297万円というに理解しちよったんですが、そのほうですよ。

先ほど同僚議員が言うのは、こちらが1,000万円というふうに聞こえたんですが。

○議長（久保 雅己君） そうです。

○議員（2番 平川 敏郎君） それでよろしいですか。

○議長（久保 雅己君） はい。

○議員（2番 平川 敏郎君） 先ほど次長が言うのも、ちょっとそういうふうに聞こえたんで、ちょっと気になったんです。

○議長（久保 雅己君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 従来の基金に1,000万円残す、残りの3,297万円を新しい通学費の給付基金に積むという案です。（「10号が何ぼか」「10号がじゃから3,297万円ちや」と呼ぶ者あり）そうです。（「12号が1,000万円」と呼ぶ者あり）そうです。そうです。（発言する者あり）10号のほうです。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。質疑は終結しましたので、議案第10号をお手元に配布してある議案付託表のとおり、所管の総務文教委員会へ付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって議案第10号をお手元に配布してある議案付託表のとおり、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

議案第11号周防大島町手数料徴収条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第12号周防大島町奨学資金貸付基金条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。質疑は終結しましたので、議案第12号をお手元に配布してある議案付託表のとおり、所管の総務文教委員会へ付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって議案第12号をお手元に配布してある議案付託表のとおり、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

議案第13号周防大島町個人情報保護条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第14号周防大島町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。今元議員。

○議員（8番 今元 直寛君） このたび特定空家という新しい概念ができ上がってるんですけども、42ページの第2条の現行では2号に空き家等に不特定の者が侵入することにより、犯罪が誘発される恐れがある状態、それと次の、該当敷地内にある樹木または雑草が繁茂し、放置され敷地周辺の生活環境の保全に支障を及ぼす状態という、これを条例ではうたってるわけですけども、今回新規改正後のやつはどこでこの部分を解釈すればいいのか、この2項に関しては、作る段階で非常に苦労したと思うんですけども、その点をちょっとお教えいただきたいんですが。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） このたびの改正条例につきましては、先ほど補足説明がありましたように、特別措置法が施行されたことに伴いまして、この法律の条文にある程度あわせて改正をさせていただいております。

そういった中で、従来の町の条例であった文言がなくなってるというふうに解釈したらいいのかというような御質問だろうと思いますけども、ここにあります特定空家の定義につきましては、非常に大きく書いてあるわけございまして、今の例えば今、議員さんの質問で、現行条例の第2条2号のイですか、空き家等に不特定の者が侵入することによる云々とか、ウの樹木、雑草が繁茂しという部分はどこが読めるのかという御質問だと思うんですが、この概念につきましては、ここに新しい改正条例の2号の今の例で言いますと、例えばですけども、イの著しく衛生上有害となる恐れのある、あるいはウの適正な管理を行うために著しく景観を損なっている状態、あるいはエのその他周辺の生活環境の保全を図るためにこういう姿は不適正である状態、こういった部分で読めるというふうに私どもは解釈をしております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論採決に入ります。

議案第11号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） この条例は、午前中も議論しましたが、マイナンバー制度に伴う追加の条例であります。私は今、マイナンバー制度について昨日もニュースで参議院を通過し

ました、法律が通りましたというニュースをやっておりましたが、今の状況下で、マイナンバー制度を行うこと自体が非常に問題がある、それは個人の秘密の漏えい、またこのことによって、事業者がどれだけ負担をするのか、これから先、いう問題もあります。

そういう中で、私が聞くところによると、この制度で国民は1つもええことないよと、逆にいろんなところで締めつけが起こるんじゃないかということが、私は危惧しております。そういう立場から、今の状況下でのマイナンバー制度の導入に基づく条例、追加については反対の立場を明確にしちよきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 次に、賛成討論はありませんか。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第11号周防大島町手数料徴収条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、討論はありませんか。

討論なしと認め討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第13号周防大島町個人情報保護条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第14号周防大島町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第31. 議案第15号

○議長（久保 雅己君） 日程第31、議案第15号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第15号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について補足説明をいたします。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更にあたり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項で準用される同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容について申し上げますと、生活環境の整備の区分につきまして、久賀、大島地区下水道施設の整備にあわせて既設の配水管の改良及び配水管の新設事業の実施に伴い、棕野地区配水管布設事業を新たに追加しようとするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 補足説明終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第15号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回の追加は、実際的には下水道事業に伴う簡易水道の布設工事ということであろうかと思いますが、実際的に75ミリに変更しますと。変更、これは今は40ミリぐらいですか、50ミリぐらいですか、それとも全く新しいので75ミリという考え方なんですか。（発言する者あり）それとも、実際的に今のじゃ短いし、パイプ径が少ないからということがあるんかどうかを含めて、それともう1つは1,500メートルの概算事業費、これが出とれば概算です。あくまで概算事業費が出ちよれば、報告を求めておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに。佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） 広田議員さんの御質問でございますけども、今75ミリの部分と過去の改良というか既設の部分はどうかということでございますけども、75ミリは全て新設にしております。

それと概算工事費のほうですけども、今全体の事業費としては約2,500万円を想定しております。そのうち、今回上げさせていただいてる今回の補正の分ですけども、633万円を今回は上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第15号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。15時25分まで。

午後3時10分休憩

.....

午後3時25分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。

日程第32. 議案第16号

日程第33. 議案第17号

日程第34. 議案第18号

○議長（久保 雅己君） 日程第32、議案第16号動産の買入れについて（平成27年度前島し尿収集運搬車購入）から、日程第34、議案第18号動産の買入れについて（平成27年度公営企業会計システム購入）までの3議案を一括上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第16号から議案第18号までにつきましては、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第16号動産の買入れについて（平成27年度前島し尿収集運搬車購入）についてであります。本案の動産の買入れにつきましては、平成7年度に購入し、前島地区のし尿の収集運搬業務に使用してまいりました、し尿収集運搬車について、これはバキューム車でございますが、その更新を行い収集運搬業務のより円滑な推進を図ろうとするものであります。

去る8月24日に17社による指名競争入札の結果、落札者がなく再度入札に付す時間がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定によりまして、入札価格の低かった山口大島農業協同組合と随意契約で見積価格に消費税の額を加えた739万8,000円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考までに納車につきましては平成28年3月18日までに、大字久賀4799番地1、これは久賀東庁舎でございますが、といたしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものであります。

次に、議案第17号動産の買入れ（平成27年度周防大島町立中学校情報通信機器備品購入に

ついて) であります。平成27年度周防大島町立中学校情報通信機器備品購入につきましては、去る8月7日4社による指名競争入札を行いました結果、周防大島町大字西方の有限会社ふくやが1,430万円で落札をいたしました。その落札価格に消費税の額を加えた1,544万4,000円で物品売買契約を締結しようとするものでございます。

契約の内容につきましては、中学校5校へICT教育設備を整備するもので、タブレット端末118台、タブレット端末の保管庫5台、60型電子黒板5台、タブレット端末と電子黒板を連携させる学習ソフト、また各学校間で交流学习ができるソフト等の購入であります。

これらの整備により、情報通信技術教育の向上を図るものであります。参考までに納入期限は平成27年12月18日までを予定しております。つきましては、周防大島町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

続いて、議案第18号動産の買入れ（平成27年度公営企業会計システム購入）についてであります。本案は、簡易水道事業等を統合し、上水道事業を創設するにあたり、地方公営企業法に基づく会計及び固定資産管理システムを購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び周防大島町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

昨年12月の定例会全員協議会で御説明いたしましたとおり、平成28年度に本島側にある10簡易水道事業、1飲料水供給事業を統合し、上水道事業を創設することとしております。統合に際しましては、上水道事業として地方公営企業法の適用を受けることから、一般会計や特別会計で行う単式簿記ではなく、公営企業局同様複式簿記での会計処理を行うため、新たな会計システムを購入するものでございます。購入に当たっては、会計システムを販売しており、システム運営に必要なネットワーク、人事給与システム及び基幹系システムなど、本町既存のシステム管理を行っている業者により、安全性や安定性を確保する必要があり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による、随意契約で広島市の株式会社サンネットと消費税及び地方消費税を加えた853万2,000円で物品購入契約を締結しようとするものであります。参考までに物品の納入期限は平成28年3月25日までとしております。

以上が、議案第16号から議案第18号までの補足説明でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第16号動産の買入れについて（平成27年度前島し尿収集運搬車購入）に関して質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 随意契約ということで、競争入札の結果他の入札者がいなかったということで指名入札ということでもありますけども、先ほど副町長のほうから7社の指名業者によってということでもありますけども、「17」と呼ぶ者あり）あ17ですか、済いません、17で指名競争行った、これは全て辞退されたというふうに理解していいのかお伺いたします。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） ただいまの御質問ですけども、17社の指名による指名競争入札を行いました。その結果15社が辞退をされました。2社で応札がございました。その1回目の応札で予定価格に達しませんでしたので、2回目の入札を行おうとした際に、1社が辞退をされました。ということで応札者が1社になったということで、規定上入札を中止ということになりまして、入札が不調に終わったということで随意契約に至ったということでございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 今と同じような形ですが、今、総務部長のお話で大体理解したんですが、事前公表がされないということで公共工事でも郵便入札、その結果で落札しない場合は現地入札をもう再度2回やるんですかね。だから、本来ならこの動産の買入れも予定価格に達しなかったということで、本来なら3回やることですよ。3回やって落ちなかった場合に示談いうか、最終的な交渉でいく、これも本来そういうことで最終的に1社が辞退したからもういい、もう1社でっていうことになります。その1社の交渉には予定価格達した金額で交渉だったかどうか、お願いします。

○議長（久保 雅己君） 佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） 予定価格の交渉ということでございますけども、先ほども申し上げましたけども、2社で応札が最初にあったと、それで1社が辞退し、最終的に残りました、JA、大島農業協同組合さんですか、その方が残ったと。その中で1番最低価格の応札したのがJA山口大島さんでありましたので、その業者さんのほうに再度見積書の提出をお願いしております。その際、予定価格以内での見積書が提出されましたので、その調整額で契約をしております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回の入札案件は、いわゆる上物、下物、全体ということで、基本的には予定価格をつくるんじゃないかなというふうに私は見ております。そのいわゆる予定価格をつくる際に、かなりの乖離が出たために落札がなかったということだと私は思うとります。いわゆる皆さん方がこれなら入札参加して、これなら私たちもどうにかなるという金額と実際的な皆さん方の見積もりがかなり差があったということやないかと思うんです。

それで、私はそういう場合に気がかりなのは、当然流れとしては執行部がやったような流れになるというふうに理解をしちよるんですが、余りに予定価格が高すぎたらこういう事例は出てくるわけなんです。それが結果的にどういう理由から出たんかというのが私どもではわからんわけです。例えば上物予定価格やら、下物予定価格と、まずそういうあれをしたのかちょっとわかりにくいんですが、上物、下物等考えて、予定価格をつくる。そして今までも入札動向でありますよね、同じようないわゆる機器じゃないですかバキュームカーの入札もあると、そういうときに何でそういうふうなんが起きたんかなというのが、私もわからんわけです。執行部もわからんというふうには思うんですが、どういう結果の中から発生したんかちゅうのをもうちょっと詳しく、ちょっと報告できればええかなというふうに思いますので、ちょっとお願いしちよきたいと思います。

○議長（久保 雅己君） 佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） 広田議員さんの御質問でございますけども、予定価格の根拠ということだと思いますけども、今回の車両はヤンマー製の動力運搬車、それにバキューム装置と300リッターのタンクを架装したものでございます。この架装ポンプを取り扱っている製造業者、メーカーでございますけども、その業者がこの近くでは広島の業者1社だけということでございますので、この業者から下のヤンマーの動力性の部分と架装の部分一式で見積もりをいただいております。その見積もり価格を予定価格としております。

その入札のときにもその仕様書にもモニター制と記載しておりますけども、この価格の適正化ということでございますけども、平成20年にも情島のほうで同じ同種のこのバキューム車を購入した際にも、その時点ではJA大島さんが落札しております。そのときの見積もり価格と今回の価格、その辺をいろいろ検討しましたけれども、適正な価格だというふうに私ども持っております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第17号動産の買入れについて（平成27年度周防大島町立中学校情報通信機器備品購入）に関して質疑はありませんか。平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 2番、平川です。この17号も16号も議案16号も同じだろうと思うんですが、この入札結果は1回目ですか、それとも2回目ですか。と申しますのは、ほかの2社は予定価格は公表されてないからでわかるんですが、千七百幾ら、千九百幾らっていうことで、落札者はほとんど1,460万円とか1,430万円っていったらもうほんとわずかですよ

ね。だからこれ示談ではないちゅうのはわかるんですが、最終的な話し合い、随意契約でないのはわかるんですが、1回目ですか、これ2回目ですか。ちゅうか余りにも近いんで。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） この案件につきましては、1回目の入札で落札決定しております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第18号動産の買入れについて（平成27年度公営企業会計システム購入）に関して、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） さっきの補足説明によると、随意契約に、随意契約やね（「違ふよ」と呼ぶ者あり）サンネット株式会社と随意契約ということで、したのはいわゆる実績があるとか、実際的には会計システム、給与部分を使うととかいろいろ説明されました。実績というのが、大体このサンネット私も全然知らんのんですが、何年ぐらいの実績ということで随意契約されたのか聞いておきたいと、何年ぐらいそれを使っているというのがわかれば報告をしちよっていただきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） 随意契約にした理由ということでございますけども、当初設計の見積もりを5社に依頼しまして、今依頼したところ、既存のネットワークを活用する環境設定やら、既存の住民システムや上下水道料金システム等々利用する情報系のパソコンを利用することを基本にしております。そのため、5社から見積もりをお願いしたんですけども、4社から辞退を受けたと、1社だけその基幹系のネットワークの専用回線が構築されておりますので、外部からの干渉が危険性が低いということの理由など総合的に検討しまして、今ある、現在採用してますサンネットさんのほうに、と随意契約が最適だろうということでございます。サンネットさんのほうには、合併当時から今までずっと委託しております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。

議案第16号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第16号動産の買入れについて（平成27年度前島し尿収集運搬車購入）、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はありませんか。広田議員。（発言する者あり）討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第17号動産の買入れについて（平成27年度周防大島町立中学校情報通信機器備品購入）の件につき、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第18号動産の買入れについて（平成27年度公営企業会計システム購入）の件を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第35. 議案第19号

○議長（久保 雅己君） 日程第35、議案第19号平成27年度志佐漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結についてを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第19号平成27年度志佐漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

平成27年度志佐漁港海岸保全施設整備工事につきましては、平成27年8月7日に12社による指名競争入札の結果、周防大島町大字久賀のユタカ工業株式会社が5,330万円で落札しました。その落札価格に消費税の額の加えた5,756万4,000円で請負契約を締結しようとするものでございます。工事の内容につきましては、離岸堤の延長79.2mの基礎工事でございます。なお、参考までに工期は契約の日の翌日から平成28年2月10日までとしております。つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議

決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（４番 広田 清晴君） 私は一貫して総合評価方式には疑念を呈してきました。それで今回久方ぶりに議会提案の中で久方ぶりに総合評価方式が出てきました。その中でまず1つは、総合評価入札方式に関する評価調書、これを私は先は配布しようというふうに思いますが、なぜ配布できないのか。これが1点です。

それともう1点、もう1点が実際的に総合評価方式を導入すると結局は1位の業者、例えば加算点でいえば10点です。最高額10点で、その最高のところが10点と技術評価点も含めて11点、110点ということで大体加算点のところでは差がついて、加算点が作用して結局は逆転、入札に参加してもとれないという状況が起きるんだということは繰り返し、巻き返し言うてきました。そういう中で実際的に今回行ったということは、今後の入札についても私は危惧しちよるんです。というのが、総合評価方式をやると、町内全体町内の業者を考えると、全体の業者の育成にはつながるどころか廃業しなければならない、いう状態が起る可能性があります。今回実際的に総合評価する前に、協会なるものから皆さん方のほうに、いわゆる総合評価方式を導入してくださいとか、いわゆる評価基準の中にいろんなことで、例えば台船点数を入れてくださいとかそういうふうな申し入れが業者から協会からあったのかどうなのか。これが2点目です。その辺のところをまず聞きたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 2点御質問いただきました。評価書を従来配布してたんじゃないかと、なぜ今回配布しないのかという御質問、これは従来からも配布はしてなかったと思います。ただ、もう既にホームページのほうには公表しております。ですからこれでご覧いただけるとは思うんですが、議案の配布資料としては配布してなかったというふうに記憶をいたしております。

それと、もう1点の御質問ですが、総合評価方式等々について協会のほうから要望なりあったかということですが、これについては要望はいただいております。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（４番 広田 清晴君） 私は執行部の責任で私は解決すべき課題だと。執行部の責任で解決すべきであった。例えば今までずっと入りよった業者さんが実際的には入ってないとか、いろんな形態が、入ってないといいますか事態を含めて出ております。いう格好で実際的には入って入札に入ってもとれないのに改めて見積もりをするということになると、業者としては非常に厳しいもんがあるんだということを見ちよかんと、町長自身も疑いのまなこで見られる、結果的にですよ。やっぱり私はきちっと業者に対しても全体業者を育成する立場から対応することをなく

したら、私は信頼を得られんというふうに考えておるんです。その辺で町長のいわゆる政治生命的なものをかけても、全体業者を見ながら執行していくことが大事であるというふうに思いますが、その点でどうなのか聞いておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今総務部長が答弁したとおりでございます。山口県建設業協会大島支部のほうからは、その総合評価方式でぜひとも今までずっと試行という形でやっておりましたので、できるだけ試行ではなくて本格導入をしていただきたいという要請をいただいております。それに対して町長からのその要請に対する返事とすれば、できる限りというふうなことで回答いたしておりますので、総合評価方式をやっていただきたいという、ぜひともそれでやっていただきたいという要請でありますので、そのように今取り計らってるわけでございます。

その中には山口県のほうもある一定の基準以上は、全て総合評価方式でやってるということでございますし、そういうことであれば周防大島町もできる限り総合評価方式を導入すべきだというふうに思っておるところでございます。

私たちも総合評価方式の評価基準、または評価点ということにつきましては、できる限り県の、県が既に評価点を導入しておりますので、その評価点を参考にしながら町の評価ついております。しかしながら、今、広田議員さんおっしゃられたように、例えばその評価点が、全てが同じ業者にいくことはないと思いますが、そういうふうなことに偏っていくんではないかという恐れがあるということは私たちも思っておりますが、しかしながらそれをじゃあ要請はどういうことなのかと、それは建設協会の会員でない業者さんは、私たちもわかりませんが、建設業協会の要請ということになりますとそこの協会員は全て入っておると、私は理解しておるわけでございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） ちょっと参考までなんですけども、入札金額とそれから評価値ですね、が同じであった場合には、くじによる入札というふうに理解してよろしいのか。ここでいえばちょうど耐震、大島建設とユタカ産業さんが全く金額が同じで評価値も同じという場合に、ちょっと仮の話で申しわけないんですが。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） ただいま御質問ですが、全く同じ場合はくじになります。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議案第19号について、反対の立場から討論しておきたいという

ふうに思います。

実際的に工事箇所等についての必要性、これは理解しておりますし、実際的には私は2年遅れちよるいうふうに見ておりますが、行政の側は1年じゃないかという見方をしておるかもわかりません。それは今朝来話をした国庫補助金の減が響いている部分かもわかりません。

それで実際的に、何で反対するんかということはぜひとも理解して、議員の皆さん方にも行政の皆さん方にも理解してほしいのは、1つは総合評価方式というのは例えば県の例題出します。県の場合は、参加が多くて例えば県内の育成業者を守るために総合評価方式を導入します、それはゼネコン等から地元のいわゆる県内業者を守るためにそれがあつたことは、それはわしらもああそうなのかということである部分は理解できます。しかし、周防大島町の指名競争入札見てみてください。皆同じ町内業者なんです。皆さんはよく町内業者の育成っていいですが、ほんとに全体の町内業者の育成にこの総合評価方式がつながるかどうかが、これは真剣に考えることが必要な時期にきちよるというふうには私は思うております。なぜかといえば、来年以降の大型事業、官事業、それらは結局はこれが本格導入されたら、偏っていく、独占化するそういうな当たり前のことなんです。今から予測できることなんです。だから全体事業者がほんとに切磋琢磨して入札に参加して、そして正々堂々と戦っていく、私はこのことが大事だと。行政もその点を考えんと、いわゆる協会から来たからということになると、協会の中で物を言えなくなってるのかどうかを改めて調べにゃいけんようなんです。実際的に。その協会なるもので町長が言うように協会から要望書がきたといえば、その協会の中で物が言えなくなってるんじゃないかという側面も発生しちよるかもわからんのです。そういうところも例えば議員の仕事として見ていかんにゃいけん側面があるいうふうには考えています。

私はいつも、それは各種団体それらはその団体の中で解決していくんが基本です。外から援助するのはあくまでつけたしですよという考え方をします。しかし、これ以上ですね、この不況下で仕事がない、入札に参加してもどうにもならんちゅう弊害は、行政も議会も取り除いていかんにゃいけん課題だということをはっきりと明らかなにして反対討論とします。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 次に、賛成討論はありますか。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、これより起立による採決を行います。議案第19号平成27年度志佐漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（久保 雅己君） 以上で本日の日程は全て議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。次の会議は9月11日金曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午後4時00分散会
